

ほっかいどう
北海道における
しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん かつ
障がい者就業・生活支援センターのあり方について

れいわ ねん ねん がつ にち
令和2年(2020年)7月16日

ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい
北海道障がい者就業支援推進委員会

目次

だい 第1	けんとう しゅし 検討の趣旨	p 1
だい 第2	せいど がいよう 制度の概要	p 2
だい 第3	どうない しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん げんじょう かだい 道内の障がい者就業・生活支援センターの現状と課題	p 3
だい 第4	どうない しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん かた 道内の障がい者就業・生活支援センターのあり方	p13
ほっかいどうしょう 北海道	しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい せっちこんきよ 障がい者就労支援推進委員会の設置根拠	p15
ほっかいどうしょう 北海道	しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい いんめいぼ 障がい者就労支援推進委員会委員名簿	p17
しょう 障がい者	しゃしゅうぎょう せいかつしえん けんとう せっちようりょう 就業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置要領	p18
〈参考資料〉			
ほんどう じんこうすい 本道の人口推移	ほっかいどうしょう しゃほけんふくしけんいきべつ (北海道障がい者保健福祉圏域別)	p20
しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしょ たいするしゅうろう 就労継続支援B型事業所に対する就労アセスメントについて	p21
どういつ しょうがいほけんふくし 同一の障害保健福祉における	しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 障害者就業・生活支援センター
じぎょう ふくすういたく 事業の複数委託について	p22
しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん かか くに ていあん ようぼう 障がい者就業・生活支援センターに係る国への提案・要望	p26
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ふたんけいげんさく 障害者就業・生活支援センターの負担軽減策について	p27
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せっち 障害者就業・生活支援センターサテライトの設置について	p28
しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せっち かん ちょうさけつか 「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」調査結果	p29

第1 検討の趣旨

1. 検討の趣旨

現在、北海道では、第2期北海道障がい者基本計画及び第5期北海道障がい福祉計画において、「道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり」、「一般就労の推進」、「多様な就労機会の確保」、「福祉的就労の底上げ」の4つの柱に基づき施策を推進している。

このうち「一般就労の推進」において、就労支援ネットワークなどを活用した関係機関や企業、市町村等との連携や協働を推進する上で、就業面と生活面における一体的な支援を行う全道11か所の障がい者就業・生活支援センターはその中心的役割を果たしてきている。

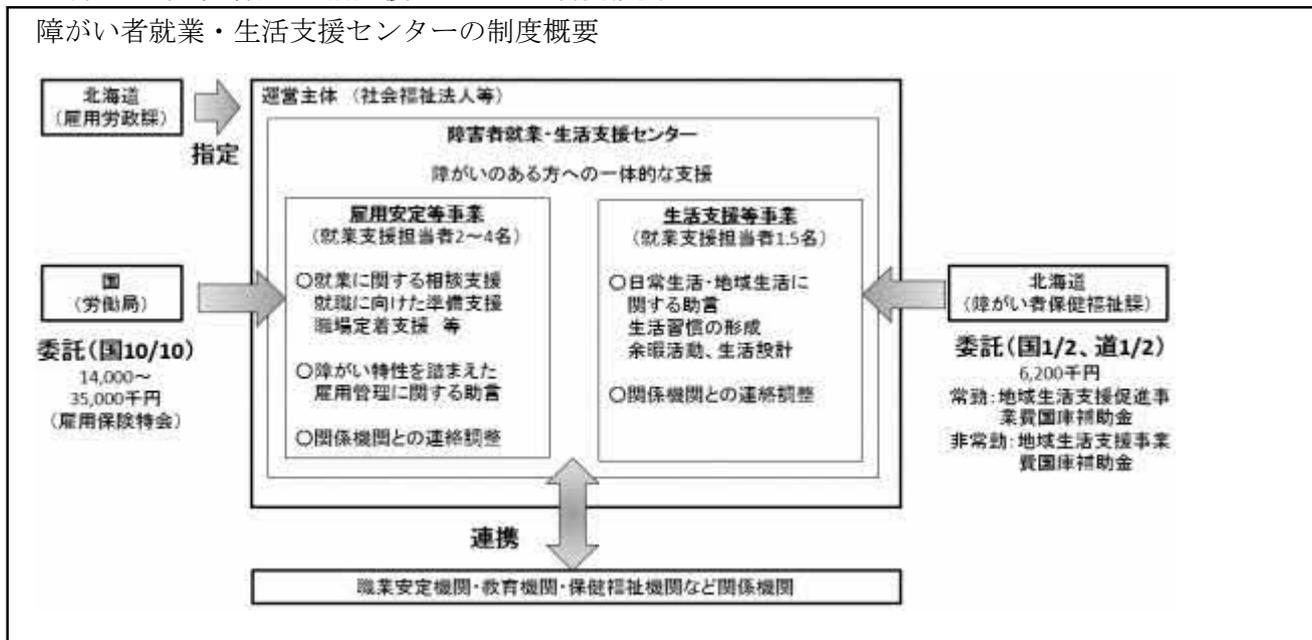
一方で、道内の障がい者就業・生活支援センターは、積雪寒冷・広域分散の条件の下、複数の障がい福祉圏域所管する状況が長く続き、利用者への支援に限られる状況があるほか、就職を希望する障がい者の増加や支援人材の確保・定着など、センターを取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、現状と課題を整理し、今後のセンターの事業内容や道の障がい福祉計画上の必要見込量、活動区域のあり方について、検討を行ったものである。

2. 検討経過

時期	会議等	主な内容
令和元年7月29日	第1回ワーキンググループ検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 検討体制、スケジュール 現状と課題、今後のあり方
令和元年8月22日	令和元年度第1回就労支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ワーキンググループの設置と今後の進め方
令和元年10月21日	第2回ワーキンググループ検討会議	<ul style="list-style-type: none"> 現状と課題、今後のあり方
令和元年11月中旬～下旬	障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査 ※市町村、就労支援事業所、各障害者就業・生活支援センターなど107団体に対し実施	<ul style="list-style-type: none"> 未設置による支障の有無と理由 新規設置検討の際の優先事項 センターの負担軽減方法
令和元年12月20日	第3回ワーキンググループ検討会議	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果 中間とりまとめたたき台
令和2年2月17日	令和元年度第2回就労支援推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中間とりまとめ案
令和2年3月18日	第4回ワーキンググループ検討会議 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> あり方(案)たたき台

第2 制度の概要

1. 障がい者就業・生活支援センターの制度概要



2. 設置根拠と国の方針など

◆ 根拠法令 (障害者の雇用の促進等に関する法律)

第四節 障がい者就業・生活支援センター

第27条 (指定)

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

◆ 新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定)

障害者の身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行う障がい者就業・生活支援センターについて、すべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、地域のニーズや支援実績等に応じた実施体制の充実を図る。

※国では現時点においてもこの考え方に基つき設置を推進している。

第3 道内の障がい者就業・生活支援センターの現状と課題

1. 道内の設置状況とこれまで抱えてきた課題

本道では、平成21年度に4か所が指定されたのを最後に新規の設置がなく、全道21の障がい保健福祉圏域に対し10圏域11センターの設置にとどまっており、うち7センターで未設置の11圏域をカバーしている。未設置圏域をカバーするセンターは、積雪寒冷・広域分散のため移動に時間を要し、負担が大きい上、利用者への支援の時間も限られている状況が続いている。

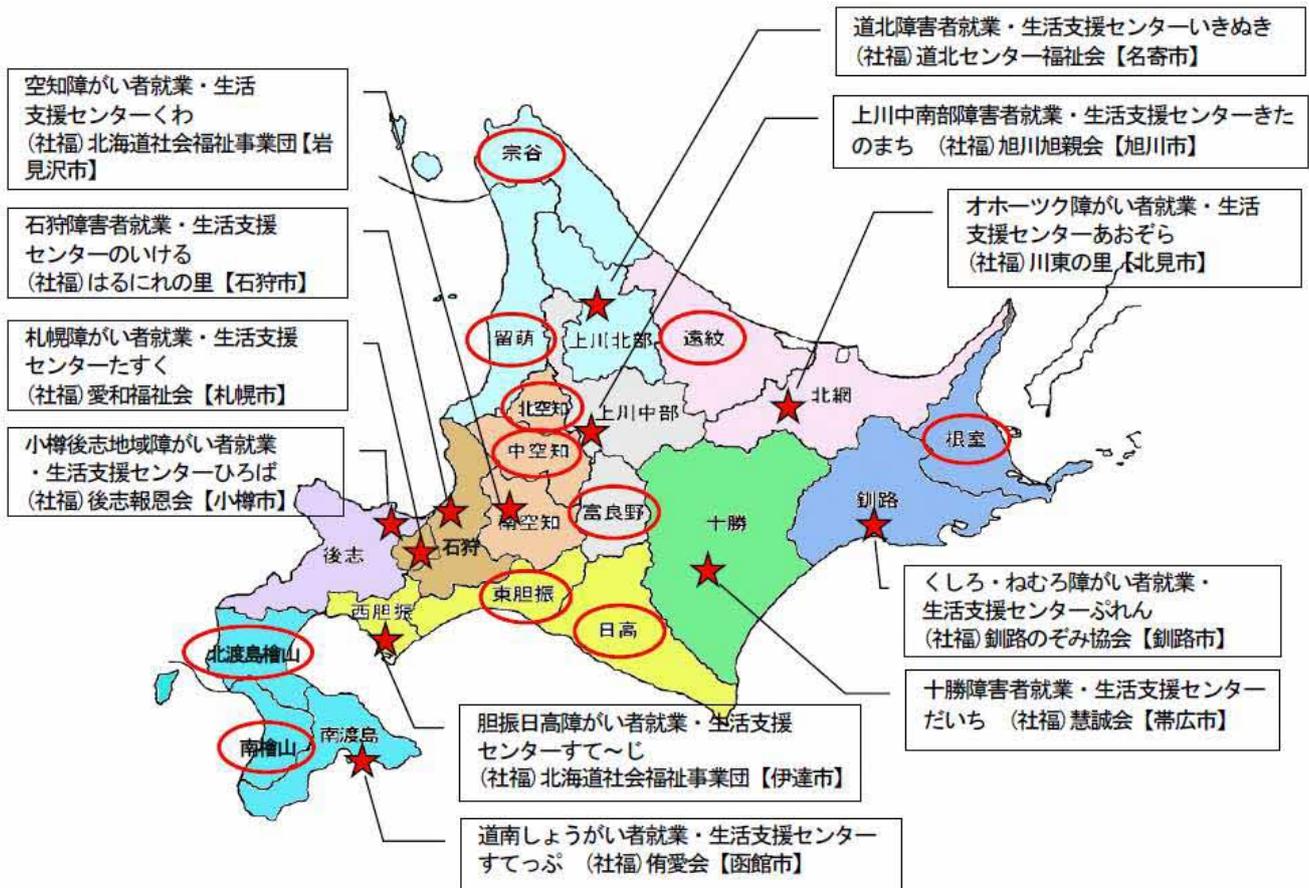
全国の未設置圏域は11道県29圏域で、そのうち北海道が約38%を占めており、国からも新設を求められている。

北海道以外の未設置県：福島、石川、福井、群馬、和歌山、岡山、山口、佐賀、長崎、熊本

①道内の障がい者就業・生活支援センターの設置経過

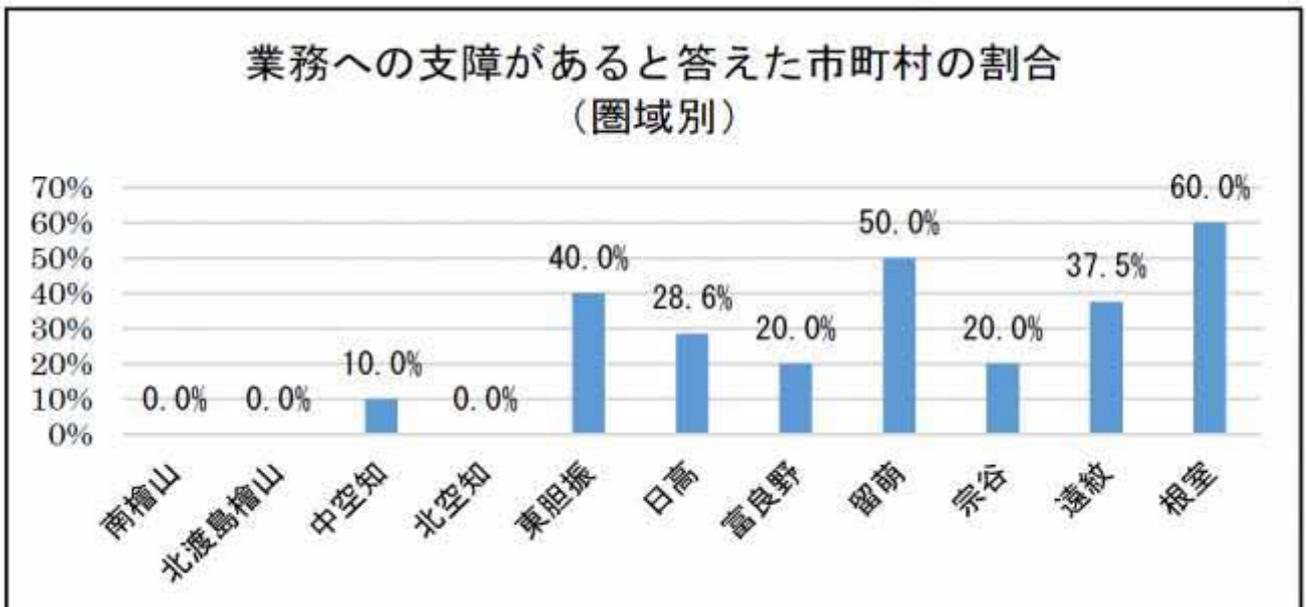
所管圏域	設置年度	名称	所在地	設置法人
札幌(札幌市)	H14	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	札幌市	(社福)愛和福祉会
後志	H16	小樽後志地域障害者就業・生活支援センター ひろば	小樽市	(社福)後志報恩会
南渡島、南檜山 北渡島、檜山	H17	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ	函館市	(社福)侑愛会
釧路 ねむろ 根室	H18	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ふれん	釧路市	(社福)釧路のぞみ 協会
十勝	H19	十勝障がい者就業・生活支援センター だいち	帯広市	(社福)慧誠会
南空知 中空知 北空知	H20 ～ R1	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	美唄市	(社福)北海道光生会
	R2	空知障がい者就業・生活支援センター くわ	岩見沢市	(社福)北海道社会 福祉事業団
北網 とおもん 遠紋	H20	オホーツク障がい者就業・生活支援センター あおぞら	北見市	(社福)川東の里
札幌 さっぽろしのぞ (札幌市除く)	H21	いしかりしょうがい者就業・生活支援センター のいける	石狩市	(社福)はるにれの里
上川中部 ふらの 富良野	H21	かみかわちゅうなんぶしょうがい者就業・生活支援センター きたのまち	旭川市	(社福)あさひかわきよくしんかい
上川北部 るもい 留萌、宗谷	H21	どうほくしょうがい者就業・生活支援センター いきぬき	名寄市	(社福)道北センター 福祉会
西胆振 ひがしいぶり 東胆振、日高	H21	いぶりひだかしょうがい者就業・生活支援センター すて～じ	伊達市	(社福)北海道社会 福祉事業団

②道内の障がい者就業・生活支援センターの設置状況（R2.4.1現在）



- ① ★ → 現在の障がい者就業・生活支援センターの設置箇所（11箇所）
- ② 丸囲 → 障がい者就業・生活支援センターの未設置圏域（11箇所）

③未設置圏域における就労支援への影響



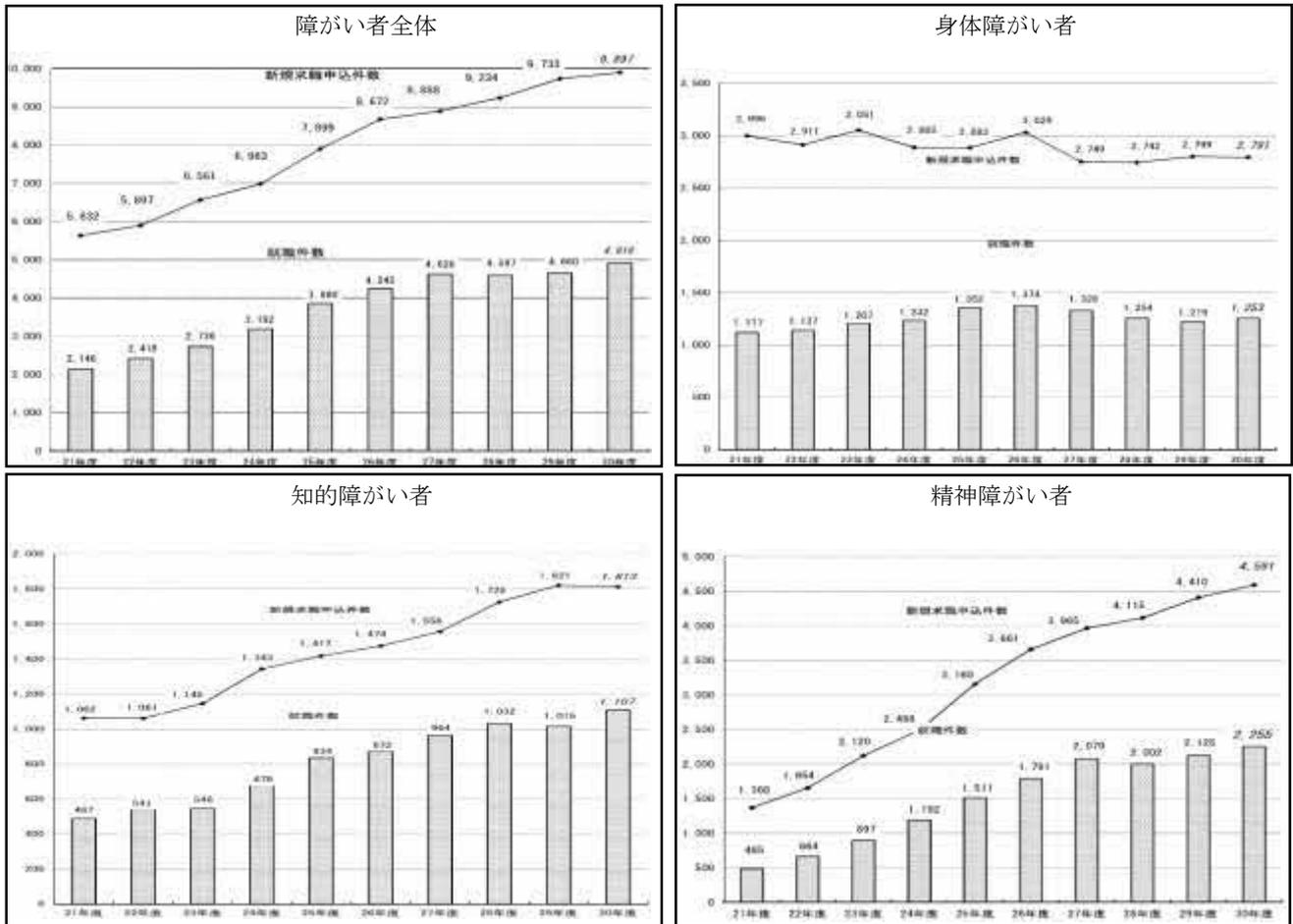
※「障がい者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」（R1.11道調べ）より

2. 社会情勢の変化と新たな課題

(1) 障がい者の就業動向などを踏まえた課題

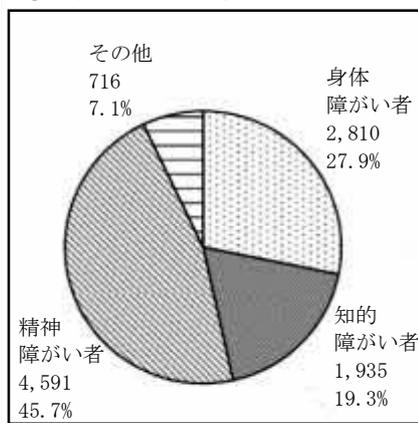
ここ10年で就職を希望する障がい者が増えており（全体で約1.8倍、精神障がい者は約3.4倍）、就労系福祉サービス事業所（移行支援、継続支援A型、B型など）の量的充実も見られるものの、従来からの相談・支援に加え、就労系福祉サービス事業所の空白地帯や精神障がい者等でのこうしたサービスを利用することが難しい方などへの対応、就労アセスメントの実施、障がい者の高齢化・重度化に対応した専門的な支援が必要になっている。

① ハローワークにおける障がい者の就職件数及び新規求職申込件数の推移

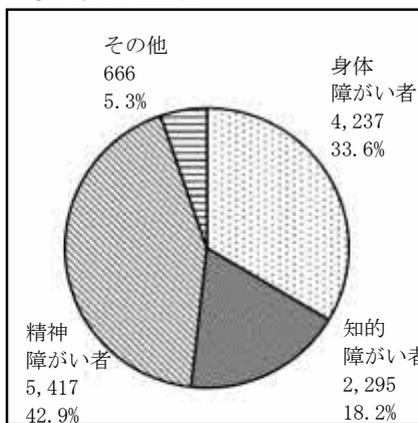


就職件数等における障がい種別の割合（平成30年度）

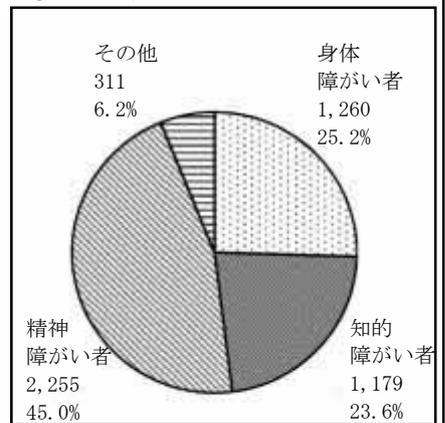
① 新規求職申込件数



② 有効求職者数



③ 就職件数



※厚生労働省北海道労働局 令和元年6月18日付け報道発表資料より

②ハローワークによる^{けんいきべつしやう}圏域別障がい者^{しやきやうしよく}求職・^{しゆうしよくじやうきやう}就職状況について

(1)新規求職者数^{しんききやうしよくしやすう}

圏域	センター	H20合計	H25合計	H30合計	増減
さっぽろ 札幌	たすく	2,067	3,065	3,961	191.6%
					129.2%
しりべし 後志	ひろば	223	398	309	138.6%
					77.6%
みなみおしま 南渡島 (みなみひやま 南檜山) (きたおしまひやま 北渡島檜山)	すてっぷ	327	520	698	213.5%
					134.2%
くしろ 釧路 (ねむろ 根室)	ふれん	275	467	604	219.6%
					129.3%
とかち 十勝	だいち	314	488	698	222.3%
					143.0%
みなぞらち 南空知 (なかぞらち 中空知) (きたぞらち 北空知)	ひびき (くわ)	416	454	525	126.2%
					115.6%
ほくもう 北網 (とおもん 遠紋)	あおぞら	219	393	498	227.4%
					126.7%
さっぽろ 札幌 (さっぽろしのぞ 札幌市除く)	のいける	448	663	857	191.3%
					129.3%
かみかわちゆうぶ 上川中部 (ふらの 富良野)	きたのまち	398	543	809	203.3%
					149.0%
かみかわほくぶ 上川北部 (るもい 留萌) (そうや 宗谷)	いきぬき	141	194	218	154.6%
					112.4%
にしいぶり 西胆振 (ひがしいぶり 東胆振) (ひだか 日高)	すて〜じ	396	714	875	221.0%
					122.5%
ごうけい 合計	11か所	5,224	7,899	10,052	192.4%
					127.3%

※厚生労働省北海道労働局資料より^{こうせいろうどうしやうほっかいどうろうどうきよくしりやう}

各ハローワークの実績をセンター所管圏域ごとに整理し直したもの^{かくはろーわーくのじつせきをせんたーしよかんけんいきせいりなお}

※増減は、上段がH20からH30、下段がH25からH30までの期間^{ぞうげんじやうだんかだんきかん}

(2) 就職者数

圏域	センター	H20 合計	H25 合計	H30 合計	増減
札幌	たすく	725	1,435	1,862	256.8%
					129.8%
後志	ひろば	75	159	192	262.4%
					120.8%
南渡島 (南檜山) (北渡島檜山)	すてっぷ	133	227	349	262.4%
					153.7%
釧路 (根室)	ふれん	122	260	381	312.3%
					146.5%
十勝	だいち	116	266	373	321.6%
					140.2%
南空知 (中空知) (北空知)	ひびき (くわ)	113	189	263	232.7%
					139.2%
北網 (遠紋)	あおぞら	100	247	262	262.0%
					106.1%
札幌 (札幌市除く)	のいける	157	311	402	256.1%
					129.3%
上川中部 (富良野)	きたのまち	164	296	382	232.9%
					129.1%
上川北部 (留萌) (宗谷)	いきぬき	44	133	120	272.7%
					90.2%
西胆振 (東胆振) (日高)	すて〜じ	176	337	419	238.1%
					124.3%
合計	11 箇所	1,925	3,860	5,005	260.0%
					129.7%

※厚生労働省北海道労働局資料より

各ハローワークの実績をセンター所管圏域ごとに整理し直したもの

※増減は、上段がH20からH30、下段がH25からH30までの期間

③各障害福祉圏域の社会資源一覧

圏域名	センター	就労 移行支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労 定着支援	ハロー ワーク	備考	合計	施設不存在 市町村
南渡島◎	すてっぷ	8	7	45	0	2	函館、ハローワークプラザ函館	62	松前、福島、木古内、 鹿部
南檜山△	【函館】	0	2	6	0	1	江差出張所	9	上ノ国、奥尻
北渡島檜山△		0	0	5	0	1	八雲出張所	6	長万部
札幌◎	たすく 【札幌】 のいける 【石狩】	101	140	428	30	10	札幌、マザーズハローワーク札幌、札幌わ かもハローワーク、ハローワークプラザ 札幌、札幌新卒応援ハローワーク、札幌 東、江別出張所、札幌北、ハローワー クプラザ北24、千歳	709	-
後志◎	ひろば 【小樽】	10	1	41	3	4	小樽、余市分室、岩内、倶知安分室	59	島牧、留寿都、京極、 協和、神恵内
南空知◎	ひびき	7	12	42	0	2	岩見沢、夕張出張所	63	-
中空知△	【美唄】	4	8	27	2	2	滝川、砂川出張所	43	-
北空知△	(くわ)	0	0	5	0	1	深川分室	6	-
西胆振◎	すて〜じ	4	7	23	1	3	室蘭、ハローワークプラザ中島、 伊達分室	38	-
東胆振○	【伊達】	8	3	23	0	2	苫小牧、ハローワークプラザ苫小牧	36	安平
日高△		6	2	20	0	2	浦河、静内分室	30	様似、えりも
上川中部◎	きたの	14	9	72	0	1	旭川	96	幌加内
富良野△	まち 【旭川】	1	3	9	0	1	富良野出張所	14	古冠
上川北部◎		2	2	6	0	2	名寄、士別出張所	12	和寒、下川、箆川
留萌△	いきぬき	0	0	8	0	1	留萌	9	-
宗谷△	【名寄】	2	0	10	0	1	稚内	13	猿払、浜頓別、礼文、 利尻、利尻富士
北網◎	あおぞら	6	14	28	0	3	北見、美幌分室、網走	51	清里、小清水、置戸、 天笠
遠紋△	【北見】	2	2	6	0	2	遠軽出張所、紋別	12	佐呂間、湧別、滝上、 興部、雄武
十勝◎	だいち 【帯広】	8	15	62	2	3	帯広、池田分室、しごとプラザ帯広	90	鹿追、天橋、豊頃、浦幌
釧路◎	ふれん	5	19	46	2	2	釧路、ハローワークプラザ釧路	74	浜中
根室△	【釧路】	2	2	9	0	2	根室、中標津分室	15	-
合計		190	248	921	40	48	-	1447	-

※令和元年10月31日現在（移行支援、定着支援については平成30年10月31日時点）

※平成30年度工賃実績調査（令和元年10月実施）より

※◎：障がい者就業・支援センター所在圏域 ○：分室所在圏域 △：カバー圏域

④センター未設置により支障が「ある」とした理由 ※複数選択可

	事業所 (14箇所)	市町村 (18箇所)
一般就労を希望する障がい者が多いため。	21.4%	0.0%
一般就労支援の専門的ノウハウが乏しいため。	64.3%	83.3%
一般就労支援以外の業務が多く、突発的な案件に対応できないため。	28.6%	38.9%
障害福祉サービスの受給決定がされていない方への支援が出来ないため。	28.6%	38.9%
ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため。	64.3%	50.0%

※「障がい者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」(R1.11道調べ)より(資料8)

(2) 人員体制の維持・確保

社会全体の労働力不足などにより、各センターでは職員体制の維持に苦慮しているほか、職員確保が困難であることを主な理由として事業から撤退するセンターも現れている。

近年、一部のセンターでは職場実習や就職件数が減少傾向にあり、今後、圏域人口の減少なども相まって、国が定める全国一律の職員配置基準や活動実績要件を満たすことが困難になることも予想される。

① 障害者就業・生活支援センターの人員配置について

圏域	センター	人員体制							
		H28		H29		H30		R1 (H31)	
		生活支援	就労支援	生活支援	就労支援	生活支援	就労支援	生活支援	就労支援
札幌	たすく	1.5	4	1.5	4	1.5	4	1.5	4
後志	ひろば	1.5	4	1.5	4	1.5	3	1.5	4
南渡島 (南檜山) (北渡島檜山)	すてっぷ	1.5	3	1.5	3	1.5	4	0.5 (H31.4~ R2.3 1欠)	3
釧路 (根室)	ふれん	1.5	5	1.5	5	1.5 (H30.5~ H30.7 1欠)	5	1.5 (R1.10~ R1.11 1欠)	5
十勝	だいち	1.5	5	1.5	5	1.5	5	1.5	5
南空知 (中空知) (北空知)	ひびき	1.5 (H28.4~ H28.9 1欠)	2	1.5	2	1 (H30.4~ 0.5欠)	2	1 (H30.4~ 0.5欠)	1 (H31.4~ 0.5欠)
北網 (遠紋)	あおぞら	1.5	2	1.5	2	1.5	2	1.5	2
札幌 (札幌市除く)	のいける	1.5	2	1.5	2	1.5 (H30.5~ H30.7 1欠)	3	1.5	2
上川中部 (富良野)	きたのま ち	1.5	5	1.5	6	1.5	6	1.5	6
上川北部 (留萌)(宗谷)	いきぬき	1.5	2	1.5	2	1.5	2	1.5	2
西胆振 (東胆振)(日高)	すて~じ	1.5	3	1.5	3	1.5	3	1.5 (H31.4~ R1.11 1欠)	3

※南空知「ひびき」はR1年度をもって撤退。同地域にセンター「くわ」が新設

※障害者就業・生活支援センター（生活支援等事業）実施計画書より

② 職業準備訓練等のあっせん件数（上段）及び就職件数（下段）

圏域	センター	H25	H26	H27	H28	H29	H30	増減
札幌	たすく	35	41	36	34	35	38	108.6%
		31	34	28	30	42	36	116.1%
後志	ひろば	28	23	39	21	23	20	71.4%
		28	31	46	57	48	46	164.3%
南渡島 (南桧山) (北渡島桧山)	すてっぷ	24	17	21	41	30	30	125.0%
		43	40	36	50	48	47	109.3%
釧路 (根室)	ふれん	91	78	56	93	76	102	112.1%
		81	62	82	76	76	93	114.8%
十勝	だいち	84	96	63	75	74	76	90.5%
		46	56	65	57	71	56	121.7%
南空知 (中空知) (北空知)	ひびき	35	31	22	39	31	27	77.1%
		36	37	27	34	25	27	75.0%
北網 (遠紋)	あおぞら	20	20	21	27	22	21	105.0%
		20	18	19	20	18	19	95.0%
札幌 (札幌市除く)	のいける	25	20	21	22	20	20	80.0%
		23	22	22	13	28	21	91.3%
上川中部 (富良野)	きたのま ち	37	52	77	97	80	92	248.6%
		56	40	68	63	68	79	141.1%
上川北部 (留萌) (宗谷)	いきぬき	35	30	24	27	20	25	71.4%
		22	15	16	11	16	17	77.3%
西胆振 (東胆振) (日高)	すて～じ	24	24	19	19	15	11	45.8%
		34	37	33	52	48	65	191.2%

※指定要件は、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」による

※増減はH25からH30までの期間

3. 大都市を抱える圏域の課題

札幌圏域には、現在2か所のセンターが設置されているが、現行の制度では、圏域内に設置できるセンター数は人口80万人以上の圏域において2か所までとなっているため、新規の設置ができない状況にある。

札幌市内では、市が独自に就労支援機関を設置しているものの、初回面談まで1か月以上の待機が生じているほか、札幌市を除いても、札幌圏域の人口は道内最多であり、圏域内のその他の市が独自に設置している就労支援機関との協力が不可欠な状況にある。

第4 道内の障がい者就業・生活支援センターのあり方

国に対し地域の実情等に応じた制度の弾力化を要望しつつ、国の原則を踏まえ「障がい保健福祉圏域ごとに1か所」の設置を目指し、第6期北海道障がい福祉計画における必要見込量は、既存分に必要性が高く安定的な運営が見込まれる新設分を加えた12か所とし、関係機関等と連携して障がい特性に応じた就業面と生活面の一体的な支援を行うことが必要である。

また、サテライトセンターの設置など未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策について、引き続き関係機関等と意見交換しながら実現にあたっての課題や効果等を検討していく必要がある。

①今後センターの設置を検討する場合の優先すべき視点

	1位	2位	3位
市町村	移動時間 30.6%(72件中22件)	移動時間 26.9%(57件中18件)	管内人口、移動時間 17.5%(57件中10件)
事業所	障がい者人口 31.8%(22件中7件)	移動時間 50.0%(22件中11件)	所管振興局数 20.0%(20件中4件)
センター	管内人口 45.5%(11件中5件)	移動時間 40.0%(10件中4件)	企業等の数 42.9%(7件中3件)

※「障がい者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」(R1.11道調べ)より(資料8)

② 障がい者就業・生活支援センター設置検討資料

(優先性の評価項目について)

(1)未設置圏域の状況について、5項目を点数化して評価する。

(2)項目は、WG検討及びアンケート調査結果を踏まえた「①移動時間」「②障がい者人口」「③企業数」に中長期的な施策効果の観点による「④2030年推計人口」「⑤(総合)振興局所在地」を加えた5つとする。

(順位付けの考え方)

(1)評価1, 2, 3, 4, 5の合計点の高い圏域を上位とする。

(2)(1)で同点の場合は、評価1, 2, 3, 4, 5の順にそれぞれ点数の高い圏域を上位とする。

圏域名 (所管センター名)	最長距離 センター・ 役場間 (km) a	圏域			センターから100kmを超える市町村				2030年 推計人口 (人) i	2015年→2030 年 人口減少率 (%) j
		人口 (人) b	障がい者 推定人口 (人) c c=b×9.54%	企業数 d	市町村数 e	人口 (人) f	障がい者 推定人口 (人) g g=f×9.54%	圏域内企業数 ÷障がい者 推定人口 h=d÷g		
東胆振(すて〜じ)	121(むかわ町)	212,059	20,230	9,122	3	21,582	2,059	4.4	189,859	10.47
日高(すて〜じ)	249(えりも町)	69,015	6,584	3,843	7	69,015	1,406	2.7	50,280	27.15
宗谷(いきぬき)	168(稚内市)	67,503	6,440	3,677	5	57,309	1,997	1.8	49,028	27.37
根室(ぶれん)	156(羅臼町)	76,621	7,310	4,143	3	37,574	3,585	1.2	62,151	18.89
遠紋(あおぞら)	139(西興部村)	70,846	6,759	3,492	4	12,271	1,171	3.0	53,253	24.83
留萌(いきぬき)	134(増毛町)	47,912	4,571	2,535	8	47,912	4,571	0.6	33,215	30.67
富良野(きたのまち)	104(占冠町)	42,597	4,064	1,975	1	1,211	116	17.1	33,495	21.37
北渡島(すてつぷ)	112(今金町)	37,279	3,556	1,870	3	20,027	1,911	1.0	26,256	29.57
南樺(すてつぷ)	76(上ノ国町)	23,769	2,268	1,277	0	2,690	257	5.0	15,855	33.30
申空(くわ)	62(芦別市)	108,970	10,396	4,659	0	0	0	0	79,677	26.88
北空(くわ)	75(沼田町)	32,675	3,117	1,528	0	0	0	0	23,730	27.38

圏域名 (現所管センター)	順位	合計 (13点満点)	評価① (a,e) (点)	評価② (c) (点)	評価③ (h) (点)	評価④(j) (点)	評価⑤ (点)
東胆振(すて〜じ)	1位	10	2	3	3	2	0
日高(すて〜じ)	2位	8	3	1	2	1	1
宗谷(いきぬき)	3位	8	3	1	2	1	1
根室(ぶれん)	4位	8	2	1	2	2	1
遠紋(あおぞら)	5位	6	2	1	2	1	0
留萌(いきぬき)	6位	5	3	0	1	0	1
富良野(きたのまち)	7位	5	1	0	3	1	0
北渡島(すてつぷ)	8位	4	2	0	1	1	0
南樺(すてつぷ)	9位	4	0	0	3	0	1
申空(くわ)	10位	3	0	2	0	1	0
北空(くわ)	11位	1	0	0	0	1	0

【評価基準の設定】

評価①：移動時間による支援の困難さの評価 (a,e) ~ 1日の支援時間

- ・200km以上(片道4h)市町村あり、または、100km以上(片道2h)市町村5か所以上…3点
- ・100km以上(片道2h)市町村
 - 3~4か所…2点
 - 1~2か所…1点
 - なし…0点

評価②：障がい者人口による必要性の評価 (c) ~ 既存センターの実績(カバー圏域除く)を元に算出した1件あたりの実習等に必要障がい者人口

- ・年間の実習等実施件数が概ね
 - 20件以上、就職者年間10人以上が見込める障がい者推定人口 = 13,000人以上…3点
 - 20件以上の達成には工夫を要するが、就職者年間10人以上は見込める障がい者推定人口 = 10,000人以上…2点
 - 20件以上の達成は困難だが、就職者年間10人以上は見込める障がい者推定人口 = 6,000人以上…1点
 - 10件以上、就職者年間10人以上のいずれも達成が困難な障がい者推定人口 = 6,000人未満…0点

評価③：センター設置による就労促進効果の評価 (h) ~ 特に遠隔地の障がい者の求職先の状況

- ・「圏域内企業数÷100km超障がい者」
 - ≥3(現行制度下で支援が行き届いていない障がい者の数に対し、圏域内に十分な求職先(企業数)が見込まれる)…3点
 - ≥1(現行制度下で支援が行き届いていない障がい者の数に対し、圏域内に最低限の求職先(企業数)が見込まれる)…2点
 - <1(圏域内に一定数の求職先はあるが、就労を希望する障がい者の数に対して十分ではない可能性がある)…1点
 - =0(現行制度下で一定の支援が行われており、センターを設置しても就労推進に大きく影響しない可能性がある)…0点

評価④：圏域将来推計人口による中長期的な施策効果の評価 (j) ~ 各圏域における人口規模の持続性

- ・「2015年→2030年人口減少率」
 - <10%…3点
 - <20%…2点
 - <30%…1点
 - ≥30%…0点

評価⑤：広域自治体との連携による支援の効率的な実施の評価 ~ (総合)振興局所在地の市町村を含む圏域に加点

- ・(総合)振興局所在地の市町村を含む圏域…1点
- ・〃 含まない圏域…0点

北海道障がい者就労支援推進委員会の設置根拠

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに 障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 (平成21年3月31日北海道条例第50号) 〈抜粋〉

第6章 北海道障がい者就労支援推進委員会

(設置)

第33条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第34条 推進委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務に関すること。
- 2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第35条 推進委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第36条 委員は次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 障がい者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 障がい者の保健福祉に関係する団体の役職員
 - (4) 事業者（法人にあっては、その役職員）
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第37条 推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順序により、その職務を代理する。

(会議)

第38条 推進委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第39条 推進委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、推進委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第40条 この章に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

ほっかいどうしょう しやしゅうろうしえんすいしんいんかいいん めいぼ まつげんざい
 北海道障がい者就労支援推進委員会委員名簿 (R2.6末現在)

【委員】

氏名	所属・職名	条例区分
あめや ゆか 飴谷 由香	しゃかいふくしほうじんきつおやかいつほろししゃかいじりつ 社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員	
いしやま たかひろ 石山 貴博	とくていひえいりかつどうほうじんせいしんしょうがいしゃかいふくしや 特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 ふくりじちやう 副理事長	しょうがいしゃ
いずみ つかさ 泉 司	いっぽんしゃだんほうじんほっかいどうしんたいしょうがいしゃふくしききやうかい 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 じやうわりじげんじむきよくちやう 常務理事兼事務局 長	
かんべ まさこ 神部 雅子	ほくしょうだいがくしやうがい 北翔大学生涯スポーツ学部健康福祉学科 講師	
こんどう なおや 近藤 尚也	ほっかいどういりやうだいがくかんごふくしがくぶりんしやうふくしがつか 北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 助教	がくしきけいけんしや 学識経験者
はしもと きくじろう 橋本 菊次郎	ほくしょうだいがくきやういくぶんかがくぶしんり 北翔大学教育文化学部心理カウンセリング学科 准教授	
くわはら たかとし 桑原 隆俊	ほっかいどうしやかいしゆうろう 北海道社会就労センター協議会 副会長	
たかや さふみ 高谷 さふみ	くしろ・ねむろしょうがいしやしゅうぎやうせいかつしえん くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターふれん センター長	ほけんふくし 保健福祉 関係者
まつおか なおき 松岡 直記	しゃかいふくしほうじんほっかいどうしやかいふくしききやうかい 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長	
あたか じゆんこ 安宅 順子	いっぽんしゃだんほうじんほっかいどうしやうこうかいぎしよれんごうかい 一般社団法人北海道商工会議所連合会 総括調査役	
いまむら きみひろ 今村 仁泰	わかかないししよくおやかいつ 稚内市職親会 会長	
いわたに あきよし 岩谷 晃好	ほっかいどうしやうこうかいれんごうかい 北海道商工会連合会 総務部参事	
ささき けいいち 佐々木 恵一	いっぽんしゃだんほうじんちゆうしやうきぎやうしんだんききやうかいほっかいどう 一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員	じしや 事業者
しげもり みのも 茂森 実	かぶしがいいしや 株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長	
よこやま としあき 横山 敏章	いっぽんしゃだんほうじんほっかいどうちゆうしやうきぎやうかどうゆうかいさつほろし 一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 しょうがいしやもんだいいんかいいんちやう 障がい者問題委員会委員長	
きのした けんじ 木下 健二	さつほろしほけんふくしききよくしやう 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 きかくちやうぎいたんとうかちやう 企画調整担当課長	
すぎむら てつや 杉村 哲哉	こうせいろうどうしやうほっかいどうろうどうきよくしよくぎやうあんていぶ 厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長	かんけいぎやうせい 関係行政 機関職員
みかみ もとひこ 三上 元彦	どくりつぎやうせいほうじんこうらい しやうがい ききうしよくしやこやうしえんきこ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 ほっかいどうしやうほっかいどうしやうがいしやしよくぎやう 北海道支部 北海道障害者職業センター 所長	
みやうい かずみ 明井 和美	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人アシスト 多機能型事業所あずあいむ しゅうろうしえんいん 就労支援員	ちじみともの 知事が認める者 (公募)

(敬称略、条例区分ごとに五十音順)

障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループ設置要領

(設置目的)

第1 道内の障がい者就業・生活支援センターの今後のあり方について検討を行うため、「障がい者就業・生活支援センター検討ワーキンググループ」（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 ワーキングの検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 道内の障がい者就業・生活支援センターの今後のあり方に関すること。
- (2) その他、道内の障がい者就業・生活支援センターに関すること。

(構成)

第3 ワーキングは、次に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

- (1) くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターふれん センター長
- (2) 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課 地方障害者雇用担当官
- (3) 北海道経済部労働政策局雇用労政課 主幹
- (4) 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 主幹

2 ワーキングにリーダーを置き、リーダーは北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課主幹とする。

3 ワーキングのメンバーの代理については、リーダーの承認がある場合のみ、それを認める。

4 ワーキングのメンバーは、検討する事案の内容に応じて、リーダーの承認がある場合のみ、追加することができる。

(会議の招集)

第5 ワーキングの会議は、リーダーが招集し、主宰する。

2 リーダーは、必要と認められるときは、ワーキングの会議にメンバー以外の者を出席させることができる。

(委員会への報告)

第6 リーダーはワーキングでの検討結果を北海道障がい者就業支援推進委員会へ報告する。

(事務局)

第7 ワーキングの事務局は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、ワーキングの会議に諮り、リーダーが別に定める。

附 則

この要領は、令和元年（2019年）7月4日から施行する。

さんこうしりょう
参考資料

ほんどう じんこう すい い ほっかい どう し ょ う し ゃ ほ け ん ふ ぐ し け ん い き べ つ
 本道の人口推移（北海道障がい者保健福祉圏域別）

さんこう じりょう
 参考資料 1

たんい にん
 （単位：人）

振興局名	圏域名	センター名	1989年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	減少率% (2045年/2015年)	設置状況	備考
空知	南空知	ひびき	225,591	221,356	212,611	206,271	196,489	183,430	170,531	151,831	137,171	123,065	109,581	96,651	84,429	▲50.5	○	
〃	中空知	〃	163,073	160,049	147,665	139,771	130,940	120,414	111,693	99,012	89,175	79,677	70,734	62,271	54,325	▲51.4	×	
〃	北空知	〃	51,796	50,860	46,839	44,155	41,426	36,218	33,508	29,649	26,651	23,730	20,943	18,318	15,871	▲52.6	×	
石狩	札幌	たすく	1,608,585	1,637,019	1,733,133	1,801,327	1,856,442	1,891,494	1,936,016	1,974,801	1,976,367	1,959,483	1,924,460	1,870,991	1,805,120	▲6.8	○	札幌
〃	〃	のいける	338,926	346,044	391,845	416,406	426,158	427,917	424,288	413,792	400,974	385,544	367,896	347,743	326,131	▲23.1	○	札幌以外
後志	後志	ひろば	295,120	290,909	277,641	265,411	252,750	235,647	221,917	196,679	178,117	160,119	142,895	126,583	111,437	▲49.8	○	
胆振	西胆振	すて〜じ	243,845	237,378	226,903	217,828	209,797	202,060	192,691	177,562	164,447	151,005	137,847	125,020	112,810	▲41.5	○	
〃	東胆振	〃	212,029	212,004	218,560	220,871	219,048	217,361	214,705	206,210	198,637	189,859	180,271	169,906	159,308	▲25.8	×	
日高	日高	〃	95,206	94,078	89,454	86,297	82,128	76,322	71,504	62,626	56,314	50,280	44,542	39,100	33,987	▲52.5	×	
渡島	南渡島	すてっぷ	464,432	461,457	451,380	440,486	427,760	408,593	391,872	356,973	331,212	305,086	278,889	252,822	227,660	▲41.9	○	
〃	南檜山	〃	38,053	37,331	34,425	32,707	30,457	27,574	25,165	20,968	18,314	15,855	13,572	11,477	9,595	▲61.9	×	
（渡島・檜山）	北渡島 檜山	〃	56,184	55,064	51,132	48,111	44,854	41,349	38,399	33,299	29,650	26,256	23,074	20,065	17,264	▲55.0	×	【渡島】 八雲、長万部 【檜山】 今金、せたな
上川	上川 中部	きたのまち	421,007	419,024	417,469	419,083	415,696	410,136	402,791	381,492	365,532	347,364	327,485	306,101	284,260	▲29.4	○	
〃	富良野	〃	52,862	52,540	50,665	49,776	48,141	45,862	43,727	39,587	36,550	33,495	30,462	27,436	24,482	▲44.0	×	
〃	上川 北部	いきぬき	95,633	93,792	86,535	82,059	76,822	72,169	67,562	61,147	55,731	50,435	45,335	40,414	35,721	▲47.1	○	
留萌	留萌	〃	79,081	77,333	71,163	66,505	62,191	54,205	49,694	42,774	37,857	33,215	28,853	24,856	21,173	▲57.4	×	
宗谷	宗谷	〃	96,187	94,544	87,373	81,687	75,854	72,844	68,512	61,196	54,985	49,028	43,374	38,020	33,055	▲51.8	×	
オホーツク	北網	あおぞら	257,271	255,922	251,693	249,254	241,569	232,879	223,982	211,179	198,393	184,973	171,254	157,087	142,796	▲36.2	○	
〃	遠紋	〃	98,051	96,813	91,988	87,453	82,921	77,178	73,055	64,974	59,055	53,253	47,704	42,381	37,352	▲48.9	×	
十勝	十勝	だいち	360,322	358,939	359,084	361,943	358,201	352,164	348,574	335,621	325,611	314,077	301,722	288,298	273,725	▲21.5	○	
釧路	釧路	ぶれん	299,369	297,176	287,724	278,146	267,339	253,126	242,232	223,240	208,707	193,642	178,282	162,733	147,313	▲39.2	○	
根室	根室	〃	93,753	92,939	89,781	87,280	85,150	81,952	79,240	72,003	67,104	62,151	57,182	52,154	47,159	▲40.5	×	
北海道	(21 圏域)	(11センター)	5,646,376	5,642,571	5,675,063	5,682,827	5,632,133	5,520,894	5,431,658	5,216,615	5,016,554	4,791,592	4,546,357	4,280,427	4,004,973	▲26.3		

【参考】 総合政策部統計課「住民基本台帳人口」（1989年～2015年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（2020年～2045年）

【参考】 障がい者就業・生活支援センター創設年の道内人口～5,667,024人[平成14年（2002年）]

北海道のピーク人口～5,693,495人[平成10年（1998年）]、道内人口は、20年連続（1999年～2018年）で減少

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしよ たい しゅうろう
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 対 する 就 労 ア セ ス メ ン ト に つ い て

はたら ことを 希望する 障 がい 者が 適切な 「働く 場」 を 選択 することを 支援 するため
には 就 労 面 や 生活 面 に 関 する 情 報 を 把握 することが 必要 と の 観 点 で 平成 2 7 年 4 月 よ
り 事前 の 就 労 ア セ ス メ ン ト が 実施 された。

特に、就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 の 利用 希望 者 の うち、特定 の 用 件 を 満た す 者 (※)
以外 は 実施 が 義務 と な っ て いる。

当 該 ア セ ス メ ン ト に つ い て は、原則 と して 就 労 移行 支 援 事 業 所 が 実施 する が、
地 域 的 な 問 題 等 (近 隣 に 当 該 事 業 所 が ない 等) から 困難 な 場合 に お い て は、例 外 的 に
障 害 者 就 業 ・ 生活 支 援 セ ン タ ー が ア セ ス メ ン ト を 行 う こ と も 可能。

ア セ ス メ ン ト に 係 る 標 準 的 な 実施 期間 は 約 1 ヶ 月 だ が、十分 な 時間 確保 が 困難 な
場合 は 期間 を 短 縮 できる。

※ 「① 就 労 経 験 が ある 者 で あ っ て、年 齢 や 体 力 の 面 で 一般 企業 に 雇 用 さ れ る こ と が
困難 と な っ た 者」、 「② 5 0 歳 に 達 し て いる 者 又 は 障 害 基 礎 年 金 1 級 受 給 者」 の い づ れ
か。

○ 特別 支 援 学 校 生 徒 対 する 「B 型 ア セ ス メ ン ト」

全 道 : 1 8 3 件

(単位 : 人)

札幌市	旭川市	函館市	南空知	中空知	北空知	石狩	後志
32	26	11	7	3	0	54	3
西胆振	東胆振	日高	南渡島	南檜山	北渡島檜山	上川中部	上川北部
11	3	1	0	0	0	0	3
富良野	留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
2	0	5	5	2	4	11	0

(「平成 3 0 年度 福祉 施設 等 利用 者 の 一般 就 労 等 に 関 する 実 態 調 査」 (道 実施) より)

○ 就 労 未 経 験 者 (学 校 既 卒 者 等) 対 する 「B 型 ア セ ス メ ン ト」

全 道 : 9 2 件

(単位 : 人)

札幌市	旭川市	函館市	南空知	中空知	北空知	石狩	後志
35	5	7	0	1	0	21	7
西胆振	東胆振	日高	南渡島	南檜山	北渡島檜山	上川中部	上川北部
5	0	1	0	0	0	0	0
富良野	留萌	宗谷	北網	遠紋	十勝	釧路	根室
0	0	3	0	0	5	1	1

(「平成 3 0 年度 福祉 施設 等 利用 者 の 一般 就 労 等 に 関 する 実 態 調 査」 (道 実施) より)

職障就発0409第1号
平成31年4月10日

各都道府県労働局職業安定部長 殿
各都道府県担当部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課地域就労支援室長

同一の障害保健福祉圏域における障害者就業・生活支援センター事業の
複数委託について

「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」（以下「センター事業」という。）は、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）毎に1カ所、センターを設置することを基本として運営しておりますが、人口の多い圏域（以下「大都市圏域」という。）においては、対象となる障害者数が多く、増大する障害者の就労支援ニーズへの対応が困難となっている面もみられるところです。

このため、大都市圏域におけるセンター事業の委託に関しては、平成27年1月14日付け職雇就発0114第3号「同一の障害保健福祉圏域における障害者就業・生活支援センター事業の複数委託に係る留意事項について」により、複数箇所の委託（以下「複数委託」という。）ができることとしたところですが、今般、実施要件を一部見直し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、これに伴い、平成27年1月14日付け職雇就発0114第3号「同一の障害保健福祉圏域における障害者就業・生活支援センター事業の複数委託に係る留意事項について」は廃止します。

記

1 複数委託の実施要件等について

（1）複数委託を実施できる大都市圏域

原則として、80万人以上の圏域人口（事業実施前年度の4月1日現在）を有する圏域とするが、圏域人口が80万人を下回る圏域においても、業務量や地理的条件等、特に考慮すべき事情があると当室が認める場合は、複数委託を行えるものとする。

（2）1つの大都市圏域における委託先の数

2箇所までとする。

（3）委託先法人

当該圏域で現にセンター事業を受託しているか否かを問わない。

なお、当該圏域で現にセンター事業を受託していない法人を委託先として検討する場合には、要件確認の際、当該圏域以外での圏域における事業実績を参考として用いることができるものとする。

- (4) 新たに設置するセンターの規模
通常センターとする。

2 都道府県の委託先の推薦について

都道府県は、当該圏域で2箇所目となるセンター事業の受託者の推薦に際しては、「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に定める委託先の要件を満たすほか、以下の事項を確認するものとする。

(1) 活動の区域

適切な運営を確保するため、既設センターを運営する法人や関係する市町村、関係機関と調整の上、既設センター及び新設センター（以下「両センター」という。）の活動区域が定められていること。

(2) 両センターの委託要件の確保見直し

活動区域の状況等を踏まえ、両センターが個々に委託要件を確保できる見直しであること。

(3) 既設センターにおいて支援を受けている支援対象障害者及び事業所等への対応

両センターの活動区域の設定に伴い、既設センターから支援を受けている支援対象障害者や事業所等に影響が生じないよう、本人等の意思を確認の上、支援を行うセンターを選択可能とする措置等の必要な配慮がなされていること。

(4) 運営法人が異なる場合における両センターの連携等

当該圏域で2箇所目となるセンター事業の受託者が、既設センターの運営法人以外の法人である場合は、当該センターの設置に関して、既設センターの運営法人の理解が得られており、両センターの円滑な連携が図られる体制が確保されていること。

(5) 都道府県及び市町村が実施する類似センターとの関係

当該圏域において、都道府県又は市町村によりセンター事業以外の類似事業（就労支援及び生活支援を実施する事業）が実施されている場合には、当該類似事業が長期継続的に実施されることが確実であること。また、センター事業と類似事業の連携に関して、都道府県の関係部局や類似事業の実施主体との調整がなされていること。

3 その他の留意事項

- (1) 複数委託を実施した圏域における両センターへの就業支援担当者等の配置については、活動区域別に個々に検討を行う。

- (2) 両センターの運営法人が同一の場合においては、センターの事業活動の一部に関して一方のセンターのみを対象に実施する場合がある。

職雇就発 0114 第3号
平成27年1月14日

各都道府県労働局職業安定部長 殿
各都道府県労働主管部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課地域就労支援室長

同一の障害保健福祉圏域における障害者就業・生活支援センター事業の
複数委託に係る留意事項について

「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」（以下「センター事業」という。）は、全ての障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）に設置することを基本として運営しているが、人口の多い圏域（以下「大都市圏域」という。）においては、対象となる障害者数が多く、増大する障害者の就労支援ニーズへの対応が難しくなっている面がみられる。

このため、大都市圏域におけるセンター事業の委託に関しては、次により当該圏域内の複数箇所の委託（以下「複数委託」という。）を実施することとし、留意事項を下記のとおりとするので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 複数委託の実施用件について

①複数委託を実施する大都市圏域

80万人以上の圏域人口（事業実施前年度の4月1日現在）を有する圏域とする。

②1つの大都市圏域における委託先の数

2箇所までとする。

③委託先法人

当該圏域でセンター事業を受託している否かを要件としない。

（当該圏域で現に受託していない法人が受託予定の場合には、要件確認の際、当該圏域以外での圏域における事業実績を参考として用いることを可とする。）

④新たに設置するセンターの規模

通常センターとする。

2 都道府県の委託先の推薦について

都道府県は、当該県域で2箇所目となるセンター事業に係る受託者の推薦に際しては、「障害者就業・生活支援センター（雇用安定等事業）実施要綱」に定める委託先の要

件を満たすほか、以下の事項を確認するものとする。

①活動の区域

適切な運営を確保するため、既設センターを運営する法人や関係する市町村、関係機関と調整の上、既設センター及び新設センター（以下「両センター」という。）の活動区域が定められていること。

②両センターの委託要件の確保見直し

活動区域の状況等を踏まえ、両センターが個々に委託要件を確保できる見直しであること。

③既設センターにおいて支援を受けている支援対象者、事業所への対応

両センターの活動区域の設定に伴い、既設センターから支援を受けている支援対象者や事業所等に影響が生じないように、本人等の意思を確認の上、支援を行うセンターを選択可能とする経過措置等の配慮がなされていること。

④運営法人が異なる場合における両センターの連携等

当該圏域で2箇所目となるセンター事業の受託者が、既設センターの運営法人以外の法人である場合は、当該センターの設置に関して、既設センターの運営法人の理解が得られており、両センターの円滑な連携が図られる体制が確保されていること。

⑤都道府県及び市町村が実施する類似センターとの関係

当該圏域において、都道府県又は市町村によりセンター事業以外の類似事業（就労支援及び生活支援を実施する事業）が実施されている場合には、当該類似事業が長期継続的に実施されることが確実であること。

⑥2箇所とも新設センターとなる場合の扱い

当該圏域において2箇所とも新設センターとなる場合の扱いについては別途定めることとする。

3 その他

① 複数委託を実施した圏域における両センターへの加配については、活動区域別に個々に検討を行い実施すること。

② 両センターの運営法人が同一の場合においては、センターの事業活動の一部に関して一方のセンターのみを対象に実施する場合があること。

<p>こゝろく 項目</p>	<p>れいわがねんど ぜんこくしやうとどうふけん 令和元年度 全国主要都道府県 みんせいしゆかんぶ きやく ちやうれんらくきやくぎかいようぼう 民生主管部（局）長 連絡協議会要望</p>	<p>れいわがねんど ほつかいどう とうほく けん 令和元年度 北海道・東北7県 ほけんふくししゆかんぶちやうかいぎようぼう 保健福祉主管部長会議要望</p>	<p>れいわがねんど ほつかいどうほけんふくしぶ たんどくようぼう 令和元年度 北海道保健福祉部 単独要望</p>
<p>せいけいしていととし だいとし 政令指定都市における大都市 とくべい てきよう 特例の適用</p>	<p>げんこくに おいては、しょうがいしやしゆうぎやう せいかつしせん を全障害保健福祉圏域に各1箇所設置することを進めて いるが、政令指定都市におけるちいきせいかつしせんとうじぎやう については、いわゆる大都市特例が適用されず、都道府県が しようけいひ ぶん いち みたん ひつよう 所要経費の二分の一を負担する必要がある。 せいけいしていととし とうほくけん とうとうのせいりよくとぎやうせい 政令指定都市は、都道府県と同等の財政力と行政 のうりよくをゆうすることから、政令指定都市のみで構成される しょうがいほけんふくしけんいき ちいきせいかつしせんじぎやう 障害保健福祉圏域における地域生活支援事業について は、せいけいしていととしみづか じつし は、政令指定都市自らが実施するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>とうほくけん とうとう せいせいりよく ぎやうせいのうりよく へう せいけいしていと 都道府県と同等の財政力と行政能力を有する政令指定 都市においてもしょうがいしやしゆうぎやう・せいかつしせん できるよ、当該センター事業（生活支援等事業）につ いては、だいとしとくべい てきよう いは、大都市特例を適用すること。</p>
<p>みせつけんいき かか ちいき 未設置圏域を抱える地域の とくせい ばいりよ せつけきじゆん 特性に配慮した設置基準や じつしげんたい だんりよくか 実施形態の弾力化</p>	<p>くに もくひよう 国が目標として掲げた障害者就業・生活支援 センターの全障害保健福祉圏域への設置を進めることに かんして、しょうがいしやしゆうぎやう せいかつしせん センターの未設置圏域 をかか ちいき とくせい ぎせいじようきやう ばいりよ せつけきじゆん を抱える地域の特性や財政状況に配慮した設置基準や じつしげんたい だんりよくか ほか 実施形態の弾力化を図ること。 とく みせつけんいき 特に、未設置圏域をカバーする障害者就業・生活支援 センターのしょうろうしせんたいせい きやうか ほか しせん センターの就労支援体制の強化を図るため、支援に ようするいどうじかん ちりてきやういん か み こくひふたんに 要する移動時間などの地理的要因を加味した国費負担に よるしょうぎやうしせんたんとくしや かはい ちいき じつじよう おう による就業支援担当者の加配、地域の実情に応じた しょうきほ セんたーの設置や実施体制の見直しなど、 みせつけんいき かか ちいき とくせい ばいりよ じゆうなん たいおう 未設置圏域を抱える地域の特性に配慮した柔軟な対応を たいしん 推進すること。 また、せいかつしせんとうじぎやう ぜんがく また、生活支援等事業の基準額を増額するとともに、 ぜんがくこくひふたんに せいきんばいりよ しょうきほ かくじつ 全額国費負担による職員配置や所要経費の補助を確実な ものとする。</p>	<p>(2) くにが目標として掲げた障害者就業・生活支援 センターの全障害保健福祉圏域への設置を進めることに かんして、しょうがいしやしゆうぎやう せいかつしせん センターの未設置圏域 をかかえるちいき とくせい ぎせいじようきやう ばいりよ せつけきじゆん を抱える地域の特性や財政状況に配慮した設置基準や じつしげんたい だんりよくか ほか 実施形態の弾力化を図ること。 とく みせつけんいき 特に、未設置圏域をカバーする障害者就業・生活支援 センターのしょうろうしせんたいせい きやうか ほか しせん センターの就労支援体制の強化を図るため、支援に ようするいどうじかん ちりてきやういん か み こくひふたんに 要する移動時間などの地理的要因を加味した国費負担に よるしょうぎやうしせんたんとくしや かはい ちいき じつじよう おう による就業支援担当者の加配、地域の実情に応じた しょうきほ セんたーの設置や実施体制の見直しなど、 みせつけんいき かか ちいき とくせい ばいりよ じゆうなん たいおう 未設置圏域を抱える地域の特性に配慮した柔軟な対応を たいしん 推進すること。 また、せいかつしせんとうじぎやう ぜんがくこくひふたんに よる しょうきんばいりよ また、生活支援等事業の全額国費負担による職員配置や 基準額の増額、所要経費の補助を確実なものとするこ と。</p>	<p>しょうがいしやしゆうぎやう せいかつしせん せつけんいき 障害者就業・生活支援センターの未設置圏域が かいしやう さいだ ほんどう ちいきとくせい ぎせいじようきやう 解消されるまでの間、本道の地域特性や財政状況に ばいりよ みせつけんいき たい しゆうろうしせんたいせい きやうか ほか 配慮し、未設置圏域に対するしょうろうしせんたいせい 強化を図る ため、支援に要する移動時間などの地理的要因を加味し しせん とう いどうじかん ちりてきやういん か み た国費負担による生活支援担当者の配置や就業支援 たんとくしや かはい ちいき じつじよう おう しょうきほ 担当者の加配、地域の実情に応じた小規模センターの せつけん たいせい じつしげんたい 設置など、センターの設置基準の見直しや実施形態の だんりよくか ほか 弾力化を図ること。</p>

○ 障害者就業・生活支援センターの負担軽減策について

ばんごう 番号	ほうほう 方法	がいよう 概要	じつし 実施 かひ 可否	かだい 課題
1	しょうきほ 小規模センタ ーの設置	みせつちけんいき つうじょう 未設置圏域に通常のセンターよりも少人数の しよくいはいち せつちかのう しょうきほ せつち 職員配置(※)で設置可能な小規模センターを設置 し、当該圏域での求職者支援等を行う。 ※ 就業2人 → 1人 生活1人 → 1人	×	しょうきほ 小規模センターは、就業支援担当職員の配置人数を軽減するこ とを目的として設定されており、生活支援担当職員については軽減 の対象となっており、人材確保面での効果は限定的であるため、 ※ 道による生活支援分の予算措置は通常のセンターと同様
2	サテライトオ フィスの設置	きせつつ じよくいん みせつちけんいき 既設センターの職員を未設置圏域に サテライトオフィスとして分けることにより、 当該圏域での求職者支援等を行う。	△	せいどじょう きせつつ じよくいん 制度上、既設センターの住所等の変更として整理されるため、設置 自体に係る経費については、国と道いずれからも予算措置を受けること ができない。 そのため、人件費や事務所の設置費用については、職員配置に係る 加配や事務所の無償貸与等がない限り、運営法人の負担となる。
3	しんこうきよく 振興局・ハ ローワークに よる一部業務 の代行	どうない せつち しんこうきよく どう およ 道内に設置された振興局(道)及びハローワーク (国)の職員がセンター業務の一部を代行し、 未設置圏域での求職者支援等を行う。	×	しんこうきよく およ 振興局及びハローワークの就業支援担当職員については、他 業務との兼ね合いから窓口対応が基本となり、訪問支援等は想定して いないため、センター業務を補充するものとしては機能しない。
4	ちいき 地域づくりコ ーディネータ ーによる生活 支援業務の併 任	みち ほっかいどうしやう しやじやうれい もと かく そうごう 道が北海道障がい者条例に基づいて各(総合) 振興局に設置している地域づくりコーディネーター は、相談支援や地域の多機関調整等を担っており、 センターの業務と一部重複するため、生活支援担当 職員を併任させる。	×	せいどじょう しょうがいしやしよくぎやう せいかつしえん 制度上、障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員 については、専任の常勤職員1名の配置が必要であり、他事業の 併任は認められていない。
5	そうだんぎやうむ 相談業務等 の再委託 (就労移行 支援事業所 等の活用)	みせつちけんいき しょうざい しゅうろういこうしえんじぎやうしやう 未設置圏域に所在する就労移行支援事業所等に 求職者に係る相談業務等を再委託し、現行 センターは各地域での支援状況の確認や助言、 広域での調整を行う。	×	けいやくじやう くに どう しょうにん う ぎやうむ さいいたく みと 契約上、国と道では承認を受けた業務の再委託を認めているが、 センター業務は、障がい者雇用促進法に基づいて指定された事業者 が行うことと規定されているため、ここでの再委託は、研修会講師や 清掃等の役割に限るものとされている。 センターの根幹である相談・調整業務の再委託を認めるには、制度 改正を要する。
6	ちいき しょうしや 地域の支援者 等に向けた 研修の強化	しゅうろういこうしえんじやう ちいき しえん おこな しえんしや 就労移行支援等の地域で支援を行う支援者に 対して、専門研修を実施し、その資質を向上させ ることでセンター未設置圏域の支援体制を強化する。	△	しゅうろういこう そうだんしえんじぎやうしやう かんぜん きやう いてつ 就労移行や相談支援事業所はセンターと完全に機能を一にするも のではないため、直接的な負担軽減にはならないが、地域の支援者の 質を高めることは、困難ケース等への対応力を向上させることにも つながるため、実施による効果は認められる。
7	ICTの活用	みせつちけんいき すかいぶ でんわ 未設置圏域において、Skypeによるテレビ電話 等、ICT(情報通信技術)を活用した遠隔地か らの相談対応に取り組む。	△	かこ どう じつし じぎやう どうほく ちいきやう 過去に道で実施したモデル事業により、道北・オホーツク地域等での ICT活用の有効性が検討された。 その結果、通信設備の導入費用等の初期投資に加え、設置場所の 確保や運用ルールの整備が課題となった。

○ 障害者就業・生活支援センターサテライトの設置について

参考資料 7

1 制度上の位置づけ

障害者就業・生活支援センターのサテライトオフィス（以下、「サテライト」という。）については、同センターの実施要綱上の定めはなく、既設センターの名称・所在地等の変更として扱われる。

そのため、サテライトの設置自体に関しては、人員の加算を含め、国（北海道労働局）と道からの予算措置は行われない。

2 胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」のサテライトについて

(1) 設置に至る経緯

東胆振及び日高圏域でのセンター業務については、西胆振圏域（伊達市）に所在する胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて～じ」が所管していたが、当該センターから最も離れたえりも町まで片道約5時間を要し、支援が困難な点、また、圏域最大の人口を有する苫小牧市の比重が非常に高くなっていった点等を踏まえ、平成28年度より伊達市のセンターをサテライトに改編するとともに本所を苫小牧市に移転することについての検討がすて～じ主導で行われた。

その後、厚生労働省本省より、「既設センターのサテライトへの改編は不可だが、サテライトの設置自体は認める」との考えが示され、同じ時期に「すて～じ」を運営する社会福祉法人北海道社会福祉事業団が苫小牧市より市営福祉施設の運営委託を受け、その附属施設の無償での貸与を許可されたことから、同市内でのサテライト開設に至った。

(2) 概要

	本所	サテライト
開設年月日	平成21年4月1日（3月23日指定）	平成29年4月1日
名称	すて～じ伊達	すて～じ苫小牧
所在地	伊達市舟岡町334-9 あいぶらぎ1階	苫小牧市双葉町3丁目7-7 104号室
職員配置 (R2.2.1現在)	生活支援 1名 就労支援 1.5名（うち、センター長0.5名）	生活支援 1名 就労支援 2.5名（うち、センター長0.5名）
所管地域	西胆振	東胆振、日高
備考	—	苫小牧市の建物を事務所として無償貸与

※ 名称は、通称としての扱い。

3 課題

(1) 人件費や事務所の設置費用については、職員配置に係る加配や事務所の無償貸与等がない限り、運営法人の負担に頼ることとなる。

(2) 通常のセンターと同様に、職員に一定の経験と技量が求められることに加え、実質的に2つのセンターを維持・運営する必要が生じるため、より安定的に人材が確保できる法人であることが求められる。

(3) 平成29年度の「すて～じ苫小牧」設置時には、国から「1圏域1センターが原則であり、サテライト設置はやむを得ない処置」との見解が示されている。

現行センターへのサテライト設置検討に際しては、国への説明を行い、承諾を得る必要がある。

「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」調査結果

令和元年 12月

北海道保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課

1 はじめに

障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）の事業内容や必要見込量、活動区域等のあり方について検討するため、当該センターが設置されていない圏域の市町村等を対象として、アンケート調査を実施し、次の結果が得られた。

2 調査期間

令和元年 11月 12日（火）から令和元年 11月 29日（金）

3 調査対象者

(1) センター未設置圏域の市町村 72市町村 ※別紙1「圏域一覧」参照

(2) センター未設置圏域の相談支援事業所及び就労移行支援事業所 23か所

※別紙2「事業所一覧」参照

(3) 札幌市保健福祉局 障がい者保健福祉部障害福祉課

(4) 各障害者就業・生活支援センター 11か所

※上記(2)について、当課で指定したものと異なる事業所からの回答があったが、未設置圏域内の事業所に限り、これを認めた。

また、大都市特有の問題点や現行のセンターが未設置圏域をカバーしていることの負担等を把握するため、上記(3)及び(4)については、(1)及び(2)と異なる調査票を使用した。

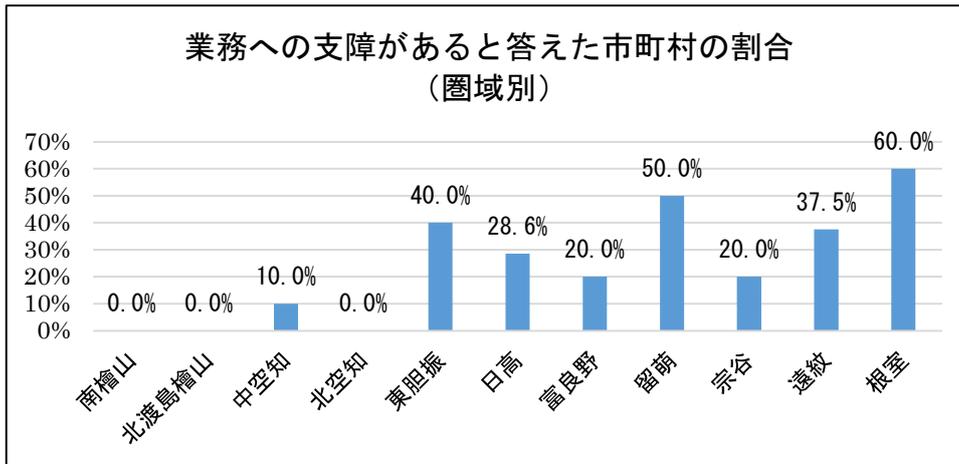
調査票については、別紙3-1、3-2及び3-3のとおり。

4 調査結果

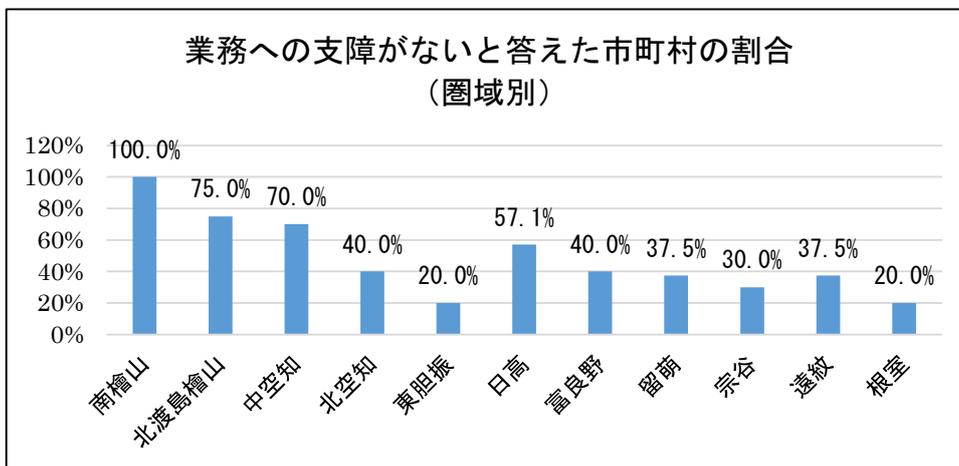
■各圏域にセンターがない（カバー体制をとっている）ことによるししょうについて（問1）

未設置圏域の市町村及び事業所に対し、「圏域にセンターが設置されていないことにより障がいの就労支援に支障をきたしている点」の有無を質問したところ、「(支障が) ある」と回答した市町村は、72か所中 18か所 (25.0%)、「(支障が) ない」と回答した市町村は、72か所中 34か所 (47.2%)、「(支障の有無について) わからない」と回答した市町村は、72か所中 20か所 (27.8%)であった。それぞれの回答について、圏域別に見ると、表1～表3のとおりとなった。

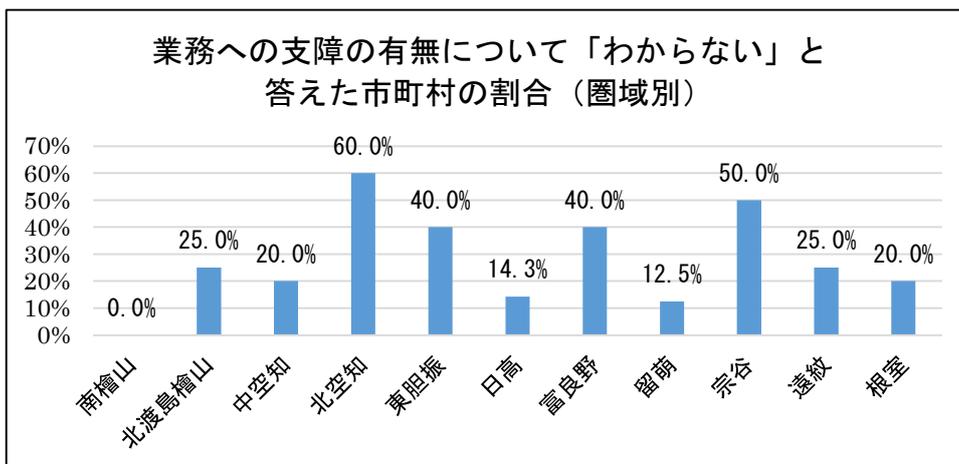
【表 1】



【表 2】



【表 3】



それぞれの回答の割合を上位3圏域で見ると、「ある」と回答した割合は、高い圏域から根室、留萌、東胆振の順となる一方、「ない」と回答した割合は、南檜山、北渡島檜山、中空知の順となった。

下位3圏域でも、「ある」と回答した割合は、南檜山、北渡島檜山及び北空知が同率の0.0%、次点が中空知の10.0%となった一方、「ない」と回答した割合は、東胆振及び根室（同率）、宗谷と続いた。

これより、市町村レベルでは、特に東胆振及び根室圏域においてセンターの必要性を強く感じているものと考えられる。

また、事業所からの回答では、「ある」が23か所中14か所（60.9%）、「ない」が23か所中7か所（30.4%）、「わからない」が23か所中2か所（8.7%）となっており、市町村全体と比べてそれぞれの割合に顕著な差が見られ、センターが圏域に設置されていない点については、市町村よりも直接支援を行う障がい福祉サービス事業所において、より強く支障を感じていることがわかった。

なお、現行センターの回答は、「ある」が11か所中10か所（90.9%）、「ない」が11か所中1か所（9.1%）となった（「わからない」と回答したセンターは0か所）。

次に、「ある」または「ない」と回答した理由は、表4及び表5のとおりとなった（上段が回答件数、下段が「ある」または「ない」と回答した件数全体における割合）。

【表4：センター未設置により支障が「ある」とした理由 ※複数選択可】

	事業所全体	市町村全体	南檜山	北渡島檜山	中空知	北空知	東胆振	日高	富良野	留萌	宗谷	遠紋	根室
一般就労を希望する障がい者が多いため。	3 21.4%	0 0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般就労支援の専門的ノウハウが乏しいため。	9 64.3%	15 83.3%	0	0	1 100.0%	0	2 100.0%	2 100.0%	1 100.0%	2 50.0%	1 50.0%	3 100.0%	3 100.0%
一般就労支援以外の業務が多く、突発的な案件に対応できないため。	4 28.6%	7 38.9%	0	0	0	0	1 50.0%	1 50.0%	1 100.0%	1 25.0%	0	2 66.7%	1 33.3%
障害福祉サービスの受給決定がされていない方への支援が出来ないため。	4 28.6%	7 38.9%	0	0	0	0	1 50.0%	0	1 100.0%	1 25.0%	1 50.0%	1 33.3%	2 66.7%
ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため。	9 64.3%	9 50.0%	0	0	1 100.0%	0	2 100.0%	0	1 100.0%	1 25.0%	0	1 33.3%	3 100.0%
その他	4 28.6%	5 27.8%	0	0	0	0	0	0	0	2 50.0%	1 50.0%	1 33.3%	1 33.3%

※ 南檜山と北渡島檜山の2圏域については、「（支障が）ある」と回答した市町村がなかったため、割合を記載していない。

【表5：センター未設置により支障が「ない」とした理由 ※複数選択可】

	事業所全体	市町村全体	南檜山	北渡島檜山	中空知	北空知	東胆振	日高	富良野	留萌	宗谷	遠紋	根室
一般就労を希望する障がい者が少ないため。	5 71.4%	16 47.1%	3 60.0%	1 33.3%	4 57.1%	1 50.0%	1 100.0%	0	0	1 33.3%	3 100.0%	2 66.7%	0
主に他の就労支援機関で対応しているため。	2 28.6%	7 20.6%	0	1 33.3%	2 28.6%	0	0	2 50.0%	0	1 33.3%	1 33.3%	0	0
ハローワークや他の就労支援機関との連携で十分対応できるため。	3 42.9%	9 26.5%	0	2 66.7%	5 71.4%	0	1 100.0%	0	1 50.0%	0	0	0	0
地域の障がい者を雇用する企業等とのネットワークが出来ているため。	0 0.0%	4 11.8%	0	1 33.3%	1 14.3%	0	0	0	0	2 66.7%	0	0	0
これまでに支援に困る事例が発生していないため。	0 0.0%	15 44.1%	3 60.0%	0	3 42.9%	1 50.0%	0	3 75.0%	1 50.0%	1 33.3%	2 66.7%	1 33.3%	0
その他	2 28.6%	5 14.7%	1 20.0%	2 66.7%	0	0	0	1 25.0%	0	0	0	0	1 100.0%

圏域単位では、回答数が少なく、結果が分散しているが、全体としては、支障が「ある」としている理由としては、事業所と市町村のいずれも「一般就労支援の専門的ノウハウが乏しい」及び「ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではない」を、また、支障が「ない」としている理由としては、「一般就労を希望する障がい者が少ない」点を挙げていた傾向がわかった。

その他、自由記載による回答には、次のようなものがあった。

【自由記載：センター未設置により支障が「ある」とした理由】

- ・既存のセンターからでは移動距離があり、個々のニーズに対応できない（支援頻度が少ない）ため。（北渡島檜山、遠紋）
- ・職場定着のための支援（職場定着支援と生活支援）が不足しているため。（東胆振）
- ・障がい者雇用の受け入れ先が少ないため。（富良野）
- ・市内に就労移行支援事業所がなく、就労アセスメントができないため。（留萌、宗谷）
- ・隣接する市町村の事業所に通所し、交通費がかかるため。（留萌）
- ・職場実習の実施について、体制づくりや情報収集に苦慮しているため。（宗谷）
- ・グレーゾーンやひきこもりの方の相談が増え、個々に必要な支援をコーディネートする機能が必要なため。（宗谷）
- ・地域の障がい者就労に関する理解・啓発が遅れているため。（遠紋）
- ・精神障がい者の相談が増加しているが、活動や悩みを相談し合うサロン等の場所が不足しているため。（遠紋）

【自由記載：センター未設置により支障が「ない」とした理由】

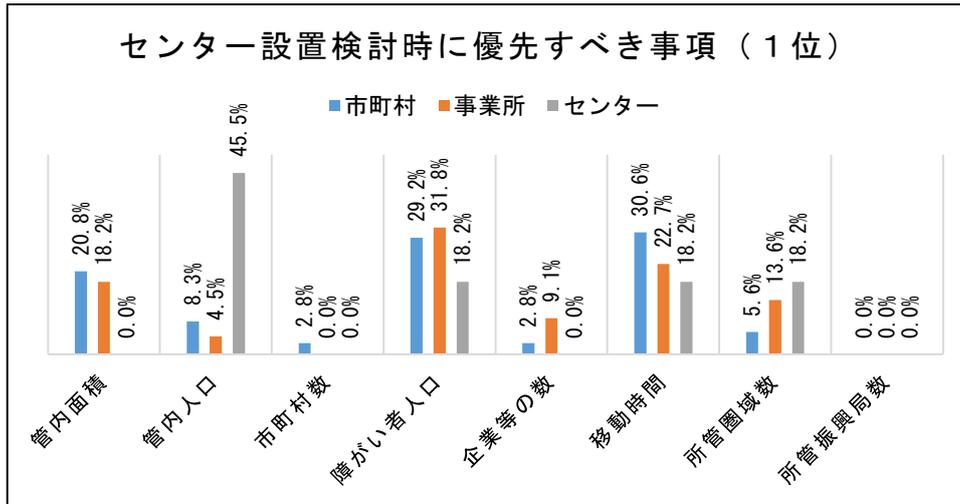
- ・隣接圏域のセンターが対応してくれているため。（南檜山、日高）
- ・センターの分室（サテライト）が設置され、以前より連携が進んでいるため。（東胆振）
- ・直ぐのニーズが高くなり、就労希望者が減少しているため。（東胆振）
- ・一般就労できる企業が少いため。（宗谷）
- ・人口が減少しているため。（宗谷）
- ・障がい者施設の重度化・高齢化が進んでいるため。（宗谷）
- ・地域の相談支援機関が（就労支援を）担っているため。（根室）

現行センター及びセンターと同等の機能を持つ「障がい者就業・生活相談事業所」を独自で設置する札幌市の回答（自由記載）については、別紙4（自由記載欄まとめ）のとおり。

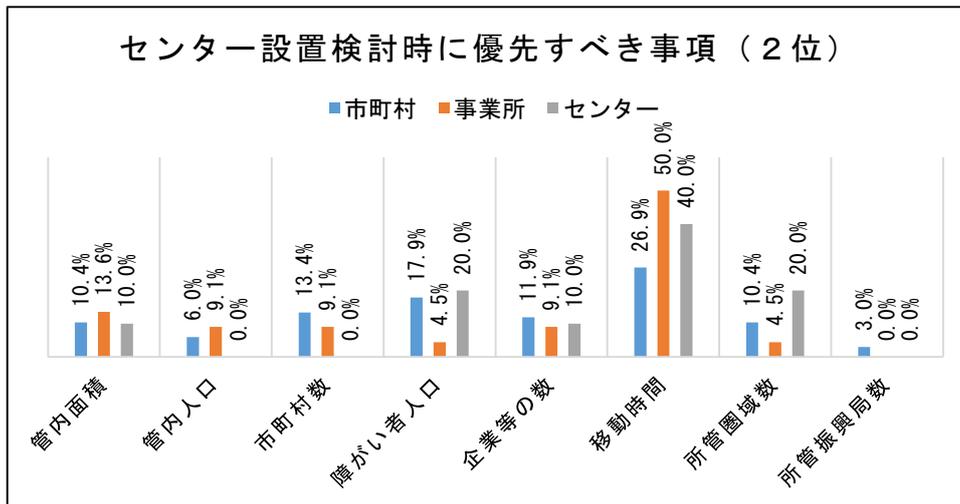
■新たにセンター設置を検討する際に優先すべき事項について（問2）

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきかという点に関して、8つの項目から1位から3位までを選択する（2位以下は任意）方法で質問したところ、市町村、事業所及び現行のセンターからの回答は、表6～表9のとおりとなった（数字は全体に占める割合）。

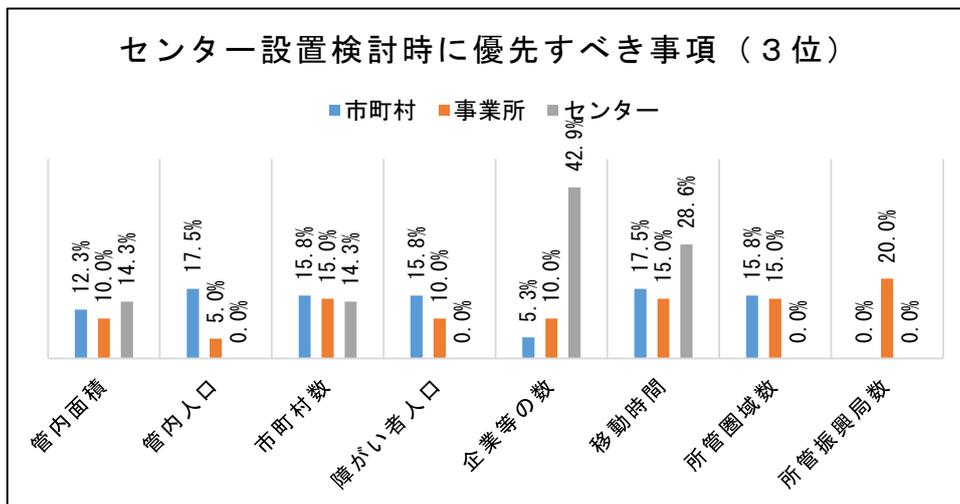
【表 6】



【表 7】



【表 8】



【表 9：選択項目のうち、各順位において最も回答が多かったもの】

	1位	2位	3位
市町村	移動時間	移動時間	管内人口、移動時間
	30.6% (72件中 22件)	26.9% (57件中 18件)	17.5% (57件中 10件)
事業所	障がい者人口	移動時間	所管振興局数
	31.8% (22件中 7件)	50.0% (22件中 11件)	20.0% (20件中 4件)
センター	管内人口	移動時間	企業等の数
	45.5% (11件中 5件)	40.0% (10件中 4件)	42.9% (7件中 3件)

以上から、いずれの対象者も「センターが支援を行うために必要な移動時間」を優先すべき項目と捉えていることがわかるが、その他の特筆すべき点として、実際の支援負担を負うセンターのうち、第1位に「管内の人口」と回答した件数が多いことが挙げられる。

「管内の人口」を選択したセンターは、たすく（札幌市）、だいち（帯広市）、あおぞら（北見市）、のいける（石狩市）及びすて〜じ（伊達市）の5か所であったが、札幌や西胆振（及び東胆振）圏域では、一定数の相談件数が見込まれる中規模以上の都市が管内に分散していることも理由の1つだと推察される。

■センターの負担軽減方法について（問3）

次に現行のセンターが未設置圏域をカバーしている現状や、センター設置について全国一律の設置要件が設定されていることを踏まえ、現行のセンターの負担を軽減するためにあればよい方法を質問したところ、結果は表10のとおりとなった（上段が回答件数、下段が回答全体における割合）。

【表 10 : センターの負担軽減方法 ※複数選択可】

	センタ ー全 体	事業所 全 体	市町村 全 体	南 檜 山 北 渡 島 山 中 空 知 北 空 知 東 胆 振 日 高 富 良 野 留 萌 宗 谷 遠 紋 根 室												
				南 檜 山	北 渡 島 山	中 空 知	北 空 知	東 胆 振	日 高	富 良 野	留 萌	宗 谷	遠 紋	根 室		
国においてセン ターの設置要件を 緩和し、小規模セ ンターの設置を認 める。	9 81.8%	14 60.9%	46 63.9%	2 40.0%	2 50.0%	5 50.0%	2 40.0%	4 80.0%	4 57.1%	2 40.0%	6 75.0%	7 70.0%	8 100.0%	4 80.0%		
現行のセンターに サテライト等の設 置を推進する。	3 27.3%	8 34.8%	37 51.4%	2 40.0%	3 75.0%	4 40.0%	2 40.0%	5 100.0%	4 57.1%	1 20.0%	5 62.5%	4 40.0%	4 50.0%	3 60.0%		
道、市町村、ハ ローワーク等がセ ンターの業務を一 部代行する。	7 63.6%	11 47.8%	9 12.5%	1 20.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	1 20.0%	1 12.5%	3 30.0%	1 12.5%	0 0.0%		
国においてセン ターから地域の就 労支援事業所等へ の業務再委託を認 める。	3 27.3%	6 26.1%	23 31.9%	0 0.0%	1 25.0%	4 40.0%	3 60.0%	3 60.0%	2 28.6%	2 40.0%	0 0.0%	4 40.0%	2 25.0%	2 40.0%		
センターと地域 の就労支援事業所 等との連携体制を 強化する。	3 27.3%	13 56.5%	40 55.6%	2 40.0%	3 75.0%	7 70.0%	5 100.0%	2 40.0%	4 57.1%	4 80.0%	4 50.0%	3 30.0%	2 25.0%	4 80.0%		
その他	4 36.4%	2 8.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		

上記の結果より、どの調査対象者も「国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センター設置を認める」を選択した割合が一番高く、最も有効な解決策だと考えていることがわかった。

また、二番目に選択の割合が高かったものは、センターが「道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する(63.6%)」であった一方、市町村と事業所は「センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する(55.6%、56.5%)」となっており、差異が見られた。

行政機関による業務代りが挙げられている点については、現行のセンターが、センター業務に対する行政機関の支援に期待していることを反映している可能性があるが、一方で、当該項目における市町村の回答の割合については、12.5%と最も低くなっている。

また、センターと就労支援事業所の連携強化については、北渡島檜山、中空知、北空知、富良野及び根室圏域の市町村において、7割を超える回答があり、最も多かったが、このうち北渡島檜山と北空知圏域には現状、一般就労を推進する就労移行支援事業所がないことから、事業所との連携強化は、負担軽減策として限定的にしか機能しない可能性もある。

その他、自由記載による回答には、次のようなものがあった。

【自由記載：他圏域をカバーするセンターの負担軽減方法 ※圏域の記載がないものはセンターによる意見】

- ・ 就労移行支援事業所の地域格差をなくす施策を実施する。
- ・ 就労移行支援事業所のない地域では、市町村がB型アセスメントを実施する。
- ・ センター受託法人に金銭的負担が生じないよう、委託費の改善を検討する。(センター、空知)
- ・ センターから委託元の行政機関に対し、実態や活動実績のプレゼンを行い、それに合わせて評価を行う。
- ・ 圏域の人口と面積を踏まえ、区域の変更を行う。
- ・ 将来的に全圏域にセンターを設置する。
- ・ 相談センターに一部就業・生活支援センターの機能を併設する。
- ・ ハローワークがセンター業務を代行する。(南檜山、日高)
- ・ 人員配置(人材確保)を再検討する。(東胆振、宗谷)
- ・ 行政機関が中心となり、サテライトの設置を行う。(遠紋)

■その他意見について（問4または問5）

以上の他、障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、自由記載により、意見・要望を募ったので、次のとおり抜粋して紹介する。

【自由記載：その他意見 ※圏域の記載がないものはセンターによる意見】

- ・大都市圏域と未設置圏域双方の課題を同時に解決するのは難しい。道としては未設置圏域の課題を解消するのが優先。
- ・地域の声を届けるため、地域ニーズの掘り起こしや実態把握を含めた話し合いの場を作ることが必要。
- ・全圏域にセンターを設置し、設置要件を満たせない地域が出ると本末転倒であるため、国と道、センターで基礎情報を共有して、設置の優先順位を決めてもよい。
- ・各市町村の障がいのある方々の居住者数や年齢分布を把握し、相談者数を押さえた上で、センター配置を考える柔軟性が必要。
- ・すでにサテライトとして設置しているセンターについては、実績があることから、優先的にセンターとして認可すべき。
- ・ハローワークや指定相談支援事業所等の既存の社会資源に就業支援や生活支援を委託（設置）する等、コラボレーションした配置を一案として検討するとよい。（センター、中空知）
- ・過疎地域には小規模センターの設置が望ましいことから、既存の11センターの一部を小規模センターに変更することも含めて、検討する必要がある。
- ・（未設置圏域では）センターは遠方にあり、障がい者から身近に相談できる機関ではない。（北渡島檜山）
- ・センターと他の就労支援機関の違いが分かりにくい。（東胆振）
- ・就労アセスメントの業務を社会福祉法人やNPO法人に再委託できればよい。（日高）
- ・センターの設置の有無によって、地域の障がい者就労への理解度が全く異なり、年数が経過するほど地域格差がより大きくなってしまふ。（遠紋）
- ・就労支援事業所でも定員に達しそうなところが多く、一般就労にステップアップさせるだけの余裕がないため、センターが身近にあることが望まれる。（根室）

以上、「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」の調査結果を報告する。

○ 道内障がい福祉圏域（市町村）一覧

けんいきめい 圏域名	しちょうそんめい 市町村名
みなみおしま 南渡島	ほこだてし 函館市、ほくとし 北斗市、まつまえちょう 松前町、ふくしまちょう 福島町、しりうちょう 知内町、きこないちょう 木古内町、ななえちょう 七飯町、しかべちょう 鹿部町、もりまち 森町
みなみひやま 南檜山	えさしちょう 江差町、かみのくにちょう 上ノ国町、あつさぶちょう 厚沢部町、おとべちょう 乙部町、おくしりちょう 奥尻町
きたおしまひやま 北渡島檜山	やぐもちょう 八雲町、おしやまんべちょう 長万部町、いまかねちょう 今金町、せたなちょう せたな町
きつぽろ 札幌	きつぽろし 札幌市、えべつし 江別市、ちとせし 千歳市、えにわし 恵庭市、きたひろしまし 北広島市、いしかりし 石狩市、とうべつちょう 当別町、しんしのつむら 新篠津村
しりべし 後志	おたるし 小樽市、しままきむら 島牧村、すつちょう 寿都町、くろまつないちょう 黒松内町、らんこしちょう 蘭越町、ニセコちょう 二セコ町、まつかりむら 真狩村、るすつむら 留寿都村、きもべつちょう 喜茂別町、きょうごくちょう 京極町、くつやんちょう 倶知安町、きょうわちょう 共和町、いわうちょう 岩内町、泊村、しやこたんちょう 積丹町、ふるひらちょう 古平町、にきちょう 仁木町、よいちちょう 余市町、あかいがわむら 赤井川村
みなみそらち 南空知	ゆうばりし 夕張市、いわみざわし 岩見沢市、ひばいし 美瑛市、みかさし 三笠市、なんぼろちょう 南幌町、ゆにちょう 由仁町、ながぬまちょう 長沼町、くりやまちょう 栗山町、つきがたちょう 月形町
なかそらち 中空知	あしべつし 芦別市、あかびらし 赤平市、たきかわし 滝川市、すながわし 砂川市、うたしなしいし 歌志内市、ないえちょう 奈井江町、かみすなわちょう 上砂川町、うらうすちょう 浦臼町、しんとつかわちょう 新十津川町、うりゆうちょう 雨竜町
きたそらち 北空知	ふかがわし 深川市、もせうしちょう 妹背牛町、ちつべつちょう 秩父別町、ほくりゆうちょう 北竜町、ぬまたちょう 沼田町
にしいぶり 西胆振	むろらんし 室蘭市、のぼりべつし 登別市、だてし 伊達市、とよらちょう 豊浦町、そうべつちょう 壮瞥町、とうやこちょう 洞爺湖町
ひがしいぶり 東胆振	とまこまいし 苫小牧市、しらおいちょう 白老町、あつまちょう 厚真町、あびらちょう 安平町、むかわちょう むかわ町
ひだか 日高	ひだかちょう 日高町、びらとりちょう 平取町、にいかつぶちょう 新冠町、うらかわちょう 浦河町、さまにちょう 様似町、えりもちょう えりも町、しんひだかちょう 新ひだか町
かみかわゆうぶ 上川中部	あさひかわし 旭川市、たかすちょう 鷹栖町、ひがしかぐらちょう 東神楽町、とうまちょう 当麻町、びつぶちょう 比布町、あいべつちょう 愛別町、かみかわちょう 上川町、ひがしがわちょう 東川町、びえいちょう 美瑛町、ほろかないちょう 幌加内町
かみかわほくぶ 上川北部	しべつし 士別市、なよろし 名寄市、わかんちょう 和寒町、けんぶちちょう 剣淵町、しもかわちょう 下川町、ひふかちょう 美深町、おといねつむら 音威子府村、なかがわちょう 中川町
ふらの 富良野	ふらのし 富良野市、かみふらのちょう 上富良野町、なかふらのちょう 中富良野町、みなみふらのちょう 南富良野町、しむかつむら 占冠村
るもい 留萌	るもいし 留萌市、ましけちょう 増毛町、おびらちょう 小平町、とままえちょう 苫前町、はほろちょう 羽幌町、しよさんべつむら 初山別村、えんべつちょう 遠別町、てしおちょう 天塩町
そうや 宗谷	わかかないし 稚内市、さるむつむら 猿払村、はまとんべつちょう 浜頓別町、なかとんべつちょう 中頓別町、えさしちょう 枝幸町、とよみちょう 豊富町、れぶんちょう 礼文町、りしりちょう 利尻町、りしりふじちょう 利尻富士町、ほろのべちょう 幌延町
ほくもう 北網	きたみし 北見市、あばしりし 網走市、びほろちょう 美幌町、つべつちょう 津別町、しやりちょう 斜里町、きよさとちょう 清里町、こしみずちょう 小清水町、くんねつぶちょう 訓子府町、おけとちょう 置戸町、おおぞらちょう 大空町
とおもん 遠紋	もんべつし 紋別市、さるまちょう 佐呂間町、えんがらちょう 遠軽町、ゆうべつちょう 湧別町、たきのうえちょう 滝上町、おこべちょう 興部町、にしおこべむら 西興部村、おうむちょう 雄武町
とがち 十勝	おびひろし 帯広市、おとふけちょう 音更町、しほろちょう 士幌町、かみしほろちょう 上士幌町、しかおいちょう 鹿追町、しんとくちょう 新得町、しみずちょう 清水町、めむらちょう 芽室町、なかさつないむら 中札内村、さらべつむら 更別村、たいまちょう 大樹町、ひろおちょう 広尾町、まくべつちょう 幕別町、いけだちょう 池田町、とよころちょう 豊頃町、ほんべつちょう 本別町、あしよらちょう 足寄町、りくべつちょう 陸別町、うらほろちょう 浦幌町
くしろ 釧路	くしろし 釧路市、くしろちょう 釧路町、あつしちょう 厚岸町、はまなかちょう 浜中町、しべちやちょう 標茶町、てしかがちょう 弟子屈町、つるいむら 鶴居村、しらぬかちょう 白糠町
ねむろ 根室	ねむろし 根室市、べつがいちょう 別海町、なかしべつちょう 中標津町、しべつちょう 標津町、らうすちょう 羅臼町

※ 黄色は今回の調査対象市町村（センター未設置圏域）

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

圏域名	市町村・事業所名	担当者名	電話番号

問1.

貴市町村・事業所がある圏域(※)には、障害者就業・生活支援センター(以下、「センター」という。)が設置されていませんが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点はありませんか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1と2を回答した場合は、その理由を選択してください(複数回答可)。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域(北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ)

1. ある 2. ない 3. わからない

回答欄

1を選択した場合の理由(選択した回答欄に「1」と記載)

- ① 一般就労を希望する障がい者が多いため。
- ② 一般就労支援の専門的ノウハウが乏しいため。
- ③ 一般就労支援以外の業務が多く、突発的な案件に対応できないため。
- ④ 障害福祉サービスの受給決定がされていない方への支援が出来ないため。
- ⑤ ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではないため。
- ⑥ その他(自由記載)

回答欄(複数回答可)

(事由記載欄)

①	②	③	④	⑤	⑥

2を選択した場合の理由(選択した回答欄に「1」と記載)

- ① 一般就労を希望する障がい者が少ないため。
- ② 主に他の就労支援機関で対応しているため。
- ③ ハローワークや他の就労支援機関との連携で十分対応できるため。
- ④ 地域の障がい者を雇用する企業等とのネットワークが出来ているため。
- ⑤ これまでに支援に困る事例が発生していないため。
- ⑥ その他(自由記載)

回答欄(複数回答可)

(事由記載欄)

①	②	③	④	⑤	⑥

問2.

現在、センターが設置されていない圏域については、他の圏域のセンターがカバーする体制をとっています。

この点を踏まえ、今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください(3位まで選択可)。

- 1. 管内の面積 2. 管内の人口 3. 市町村の数 4. 障がい者人口
- 5. 企業等の数 6. センターが支援を行うために必要な移動時間
- 7. 現行のセンターが所管(カバー)している圏域の数
- 8. 現行のセンターが所管(カバー)している振興局数

回答欄

1位

2位

3位

問3.

現在、センターが設置されていない圏域については、他の圏域のセンターがカバーする体制をとっておりますが、広域のため長時間の移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思いますか。

次の中から選択してください(複数回答可、選択した回答欄に「1」と記載)。

- 1. 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
- 2. 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
- 3. 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する。
- 4. 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
- 5. センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
- 6. その他(自由記載)

回答欄(複数回答可)

(事由記載欄)

①	②	③	④	⑤	⑥

問4.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

市町村・センター名	担当者名	電話番号

問1.

現在、道内には障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）が設置されていない圏域（※）があり、他圏域のセンターがカバーする体制をとっていますが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点がありますか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1と2を回答した場合は、その理由について自由に記載してください。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域（北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ）

1. ある
2. ない
3. わからない

回答欄

1または2を選択した場合の理由

回答欄

問2.

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください（3位まで選択可）。

- | | | | |
|----------------------------|-------------------------|----------|-----------|
| 1. 管内の面積 | 2. 管内の人口 | 3. 市町村の数 | 4. 障がい者人口 |
| 5. 企業等の数 | 6. センターが支援を行うために必要な移動時間 | | |
| 7. 現行のセンターが所管（カバー）している圏域の数 | | | |
| 8. 現行のセンターが所管（カバー）している振興局数 | | | |

回答欄

1位

2位

3位

問3.

現在、未設置圏域をカバーしているセンターでは、所管地域が広域のため長時間の移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思いますか。

次の中から選択してください（複数回答可、選択した回答欄に「1」と記載）。

1. 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
2. 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
3. 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する。
4. 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
5. センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
6. その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

1	2	3	4	5	6

（事由記載欄）

問4.

現行の制度では、政令市等の大都市が所在する人口80万人以上の圏域への障害者就業・生活支援センター設置は、最大2か所までしか認められていません。

大都市を含む圏域にも対応した制度の整備等に関して、御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

問5.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート調査票

センター名	担当者名	電話番号

問1.

現在、道内には障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）が設置されていない圏域（※）があり、他圏域のセンターがカバーする体制をとっていますが、それにより、障がい者の就労支援に支障をきたしている点がありますか。

次の中から該当する項目を選んでください。

また、1と2を回答した場合は、その理由について自由に記載してください。

※ 道が「第5期北海道障がい福祉計画」に定める21か所の障がい保健福祉圏域（北海道医療計画に定める第二次医療圏と同じ）

1. ある
2. ない
3. わからない

回答欄

1または2を選択した場合の理由

回答欄

問2.

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきだと思いますか。

次の中から優先すべき項目を選択してください（3位まで選択可）。

1. 管内の面積
2. 管内の人口
3. 市町村の数
4. 障がい者人口
5. 企業等の数
6. センターが支援を行うために必要な移動時間
7. 現行のセンターが所管（カバー）している圏域の数
8. 現行のセンターが所管（カバー）している振興局数

回答欄

1位

2位

3位

問3.

現在、未設置圏域をカバーしているセンターでは、所管地域が広域のため長時間の移動を強いられているほか、就労を希望する方の障がい種別の変化等もあり、近年は、相談や就労支援に時間を要しているとの意見があります。

また、その他の就労支援機関の数は増加し、圏域の人口が減少している中、センターには、国により一律の活動実績要件や人員配置基準が設定されています。

この点を踏まえ、今後、センターの負担軽減の方法を検討していこうとする場合、どのような方法があればよいと思いますか。

次の中から選択してください（複数回答可、選択した回答欄に「1」と記載）。

1. 国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センターの設置を認める。
2. 現行のセンターにサテライト等の設置を推進する。
3. 道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する。
4. 国においてセンターから地域の就労支援事業所等への業務再委託を認める。
5. センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する。
6. その他（自由記載）

回答欄（複数回答可）

1	2	3	4	5	6

（事由記載欄）

問4.

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、その他御意見・御要望等がある場合は自由に記載してください。

回答欄

以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。